

令和6年第4回(12月)川南町議会定例会会議録

令和6年12月10日(火曜日)

本日の会議に付した事件

令和6年12月10日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- | | | | | |
|---|-------|----|-----|-------------------|
| 1 | 内藤 逸子 | 議員 | (1) | 補聴器助成について |
| | | | (2) | マイナ保険証について |
| | | | (3) | 消防団員確保について |
| | | | (4) | 指定管理のあり方について |
| | | | (5) | 生理用品について |
| 2 | 蓑原 敏朗 | 議員 | (1) | 農業振興策 |
| | | | (2) | 改正食料・農業・農村基本法について |
| | | | (3) | 固定資産税(償却資産)のその後は |
| | | | (4) | 農林水産業と地方存続・成長 |
| 4 | 児玉 助壽 | 議員 | (1) | 進む高齢化社会への対応について |
| 3 | 三原 明美 | 議員 | (1) | 悪臭問題 |
| | | | (2) | 川南町の教育 |
| | | | (3) | 災害時の対策 |
| | | | (4) | 事業の継続 |
| 5 | 田中 宏政 | 議員 | (1) | 小中学校の諸問題 |
| | | | (2) | 農業振興について |
| 6 | 河野 禎明 | 議員 | (1) | 中学校に関するアンケートについて |
| | | | (2) | 乗り合いタクシーの早期導入について |
| 7 | 乙津 弘子 | 議員 | (1) | 花火大会 |
| | | | (2) | みんなの学校 |
| | | | (3) | ライドシェア |
| | | | (4) | ふるさと納税 |
| | | | (5) | テストキッチンについて |
| | | | (6) | 町政について |

出席議員(13名)

1番 乙 津 弘 子 議員	2番 内 藤 逸 子 議員
3番 蓑 原 敏 朗 議員	4番 田 中 宏 政 議員
5番 河 野 禎 明 議員	6番 児 玉 助 壽 議員
7番 中 村 昭 人 議員	8番 米 田 正 直 議員
9番 中 瀬 修 議員	10番 小 嶋 貴 子 議員
11番 三 原 明 美 議員	12番 徳 弘 美 津 子 議員
13番 河 野 浩 一 議員	

事務局出席職員職氏名

事務局長 谷 講平 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	宮 崎 吉 敏 君	副町長	
教育長	長曾我部 敬一 君	会計管理者・ 会計課長	山 本 博 君
総務課長	小 嶋 哲 也 君	まちづくり課長	稲 田 隆 志 君
財政課長	川 崎 紀 朗 君	税務課長	米 田 政 彦 君
町民健康課長	渡 邊 寿 美 君	福祉課長	河 野 賢 二 君
環境課長	甲 斐 玲 君	産業推進課長	河 野 英 樹 君
農地課長	新 倉 好 雄 君	建設課長	黒 木 誠 一 君
上下水道課長	大 塚 祥 一 君	教育課長	三 好 益 夫 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いします。

日程第1「一般質問」を行います。議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は、通告書の提出順とします。

まず、内藤逸子議員に発言を許します。

○議員（内藤 逸子議員） おはようございます。発言通告に基づいて質問をいたします。

第1点目、補聴器助成についてです。

加齢性難聴が、高齢者の日常生活や社会参加の促進に与える影響について、町としてどのように認識しているのか。また、加齢性難聴の補聴器購入に町独自の助成を行う考えはないか伺います。

2点目、マイナ保険証についてです。

石破政権は、12月2日に健康保険証の新規発行を終了しました。マイナンバーカードに保険証を登録したマイナ保険証への一本化を進めるためです。しかし、マイナ保険証の利用率は15.67%（10月現在）と低迷していますが、そこでお尋ねします。

川南町では、資格確認書の発行はどうなっていますか。障害者や高齢者からマイナ保険証に対する不安の声が届いていますが、健康保険証の新規発行停止について町としてどのように考えているのか伺います。

3点目、消防団員確保についてです。

川南町の規模で、消防団員は何人必要と考えていますか。災害が激甚化する中、消防団員の出動は、ボランティア活動に近い地域の消防団維持は大きな課題である。少しでも団員の負担を減らす考えはないか伺います。

4点目、指定管理の在り方についてです。

指定管理者制度の目的と現状について伺います。

指定管理制度を導入するにあたり、長期的な雇用により高いサービスを継続して提供されと言っていました。住民サービスの向上はできていると考えますか。

細かくは質問席から伺います。

○町長（宮崎 吉敏君） 内藤議員の質問にお答えいたします。

加齢性難聴は、高齢者の聴覚機能が加齢に伴い低下することで、会話の聞き取りが難しくなったり、周囲の音を正確に認識できなくなることが特徴です。

コミュニケーションの困難さが生じることで、家族や友人との関係性が希薄になる場合が

あります。また、社会的孤立や心理的な負担を引き起こし、結果的に生活の質が低下するなどの影響もあると言われていたと承知しています。

日常生活においては、例えば、車や自転車の接近音に気づきにくくなることで、交通事故のリスクが高まるなど、本人の健康や安全に直接影響を及ぼす可能性も懸念されるところと考えます。

川南町では、聴覚障害による障害者手帳をお持ちの方につきましては、補聴器購入の補助を行っておりますが、障害者手帳の取得に至らない難聴の方につきましては、まずは医療機関の受診につなぐことが大切だと考えております。町としては、加齢性難聴を含む高齢者特有の課題について理解を深め、6月議会の一般質問で内藤議員からの要望がありました加齢性難聴を予防するための啓発や適切な医療機関を案内するなどの支援を行っていきたいと考えております。

続いて、マイナ保険証について。

障害者のマイナ保険証に対するということで質問がありました。マイナ保険証をお持ちでない方への資格確認書の交付については、国民健康保険であれば現行の被保険者証の有効期限前の令和7年7月中旬までに郵送する予定です。

また、マイナ保険証で医療機関を受診するという仕組みは新しいことですので、対応が難しい障害者や高齢者の方に対しては、医療機関での受付の際、スタッフが本人とマイナ保険証の写真を目視確認することで本人確認を行うなど、要配慮者への支援方法が別に設定されています。

また、健康保険証の新規発行は停止しましたが、それに代わる紙の資格確認書を発行しますし、マイナ保険証が使えない方でしたら、既にマイナ保険証をお持ちでも改めて健康保険証利用登録の解除を行い、資格確認書に変えることもできます。

国としては、国民の利便性の向上と医療現場で働く人の負担を軽減するために進めていることです。町としても国に準じて進めていく予定です。

続いて、消防団の確保についてと質問がありました。

消防団は、従来の消火・救助活動に加え、近年、災害の多様化・大規模化による避難誘導や避難所運営支援活動等、多様な役割が求められています。

災害も、地震・台風・集中豪雨・竜巻等、様々な災害の多発、激甚化しており、また南海トラフ地震等大規模災害も懸念されております。

そのような中、地域に密着した消防団は、要員動員力・地域密着性・即時対応力において地域における中核的存在として欠かせない組織であると認識しておりますが、団員の確保に苦慮していることも事実であります。

今後さらに消防団員の確保・団員活動を継続しやすい環境を整えるよう努めていきます。

続いて、指定管理の在り方についてということです。お答えいたします。

指定管理者制度の目的は、公共サービスの効率化と向上を図ることにあります。制度では、

官公署が行っている業務を民間の法人や団体に委託することで、より効果的な運営が期待されています。

制度を導入することにより、サービスの向上やコストの削減を専門的な知識や経験を持つ民間の法人や団体に管理を任せることで、経営効率の向上やサービスの質の向上を期待しています。

指定管理者の選定や管理体制の確立には、良好なパートナーシップが築かれているかが重要であり、地域のニーズや住民の声を的確に反映し、住民サービスの向上が実現できるよう努めなければならないと考えています。

以上で答弁を終わります。

○議員（内藤 逸子議員） 第1点目、加齢性難聴について伺います。

今年の3月議会と6月議会で質問していますが、その際、本町では障害者手帳の対象者に補聴器購入の助成をしてきた。研究結果などが出るということであれば、今後、必要性について検討すると言っていたが、今の町長の答弁では予防啓発を医療機関につないだりとかしていくということですが、難聴高齢者の日常生活や社会参加に与える影響について、川南町はどのように認識していますか。また、町内で加齢性難聴に悩んでいる推定人数、関連する相談はありましたか伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

国の認知症のリスク要因に関する研究結果というものがございまして、リスク要因というものを改善することによって認知症の発症を遅らせたり、予防する効果が期待できるものとして、一つは難聴というものが上げられておるんですが、それ以外にも肥満であるとか、高血圧であるとか、多くの項目があって、しかも、それが幼少期であったり、中年期、晩年期に応じて対応するということもありますので、必要については慎重に検討しているということです。

続きまして、難聴者の日常生活や社会参加に与える影響についてということなんですが、最初の町長の答弁とかぶる部分がございますが、コミュニケーション障害の要因となっております。社会的孤立であったりうつを引き起こす要因になると言われております。

日常生活においては、例えば、車や自転車の接近音に気づきにくくなるということで、交通事故のリスクが高まるなど、本人の健康や安全に直接影響を及ぼす可能性も懸念されると考えております。

最後に、町内で悩んでいる方がどれぐらいいるかということなんですが、町民の数については福祉課では把握はできておりません。WHO世界保健機構等の調査によると、60歳以上のおよそ4人に1人が耳が聞こえにくい状態にあるとされております。

また、国立長寿医療センター、老化に関する長期縦断疫学の研究においては、小声での会話が聞こえない軽度難聴まで含めると、有病率が65歳以上で急激に増加して、75歳以上になると男性が71%以上、女性で67%程度の方が何らかの聞こえの問題を抱えているとされてい

ますので、本町においても同じような状況が推測されるというふうに考えております。

また、難聴に関する相談件数についてですが、今年度は福祉課に寄せられた件数は3件ございました。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子議員） 加齢性難聴を放置すると、社会的孤立に陥る確率が2.7倍、うつ病の発生率が1.48倍、認知症の発生率が1.37倍になるとの報告がここ数年相次いでいます。

聴力の衰えは、加齢により音を感知する微細な毛の生えた耳の中の有毛細胞が減るのが原因。補聴器などの対策が必要な中等度以上の難聴は70歳代で4分の1、80歳代では半数の人が占めています。

補聴器をつけるとつけない場合を比べ、うつや不安の発生率が14%減少、転倒の発生率は13%減少したとの研究があります。

高齢など認知症リスクの高い集団を対象に行われた米国の研究では、補聴器を使う人は認知機能が衰えるリスクが19%低いなど、補聴器の有効性を示す報告があります。

川南町も超高齢化社会に突入していますが、介護予防の観点でも補聴器の助成は考えられないのでしょうか伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

難聴をほうっておくと認知症のリスクが増加するということは承知しておりますが、介護予防の観点から補聴器を購入して終わりということではなくて、その人に合った適切な対応や支援を行っていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子議員） 難聴者の社会参加やコミュニケーションを支える施策の重要性について町の見解を伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

難聴者の社会参加やコミュニケーションを支える施策については、だんだんと聞こえが悪くなる加齢性難聴の場合は、難聴になっているということを本人が気づきにくいというふうに言われております。難聴の方が、適切な医療につながれるように支援をするとともに、難聴者を孤立させないということ、難聴者への理解を深める広報や支援策も大切になると考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子議員） 現在、町内において補聴器の購入や調整費用に対する助成制度はありませんが、他自治体で実施されている助成制度で参考になっているものはありますか伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

近くの自治体ということで、新富町において令和5年度から3年間のモデル事業が実施されております。その事業効果とか、モデル事業終了後の継続について参考にさせていただき

ればと思っております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子議員） 宮崎県内では4自治体で加齢性難聴への助成を行っています。検討中の自治体もあります。川南町では、これからどうされますか伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

以前の議会でも答弁をさせていただいておりますが、まずは早期に医療機関を受診して、治療を行うなどの保健指導を行うことが大切なことだと考えております。

難聴以外の疾患との平等性というものも図る必要がございますので、町としての助成の取組について今後も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子議員） 補聴器の助成制度の導入を求める請願署名を町内の皆さんに訴えて集めて回りました。そのときの声を紹介いたします。

自分は生まれつき左耳が全く聞こえないが、どうすればよいかなど考えたこともなかった。まずは、耳鼻科に受診してみます。

加齢性難聴、老化に伴う聴力の低下は、高齢者になったら当たり前と思っていた。様々な身体的、心理的、社会的影響が出てきて、コミュニケーションの困難、孤立感と社会的疎外感が出てきて、独りぼっちで閉じこもっている。

入れ薬屋さんが来て、聞こえないので、あーとかうーとか答えていたら補聴器を勧められ、自分の耳に合わせてくれるというので購入した。聞こえづらいが我慢して使っている。

片耳25万円で50万円したが、聞こえづらい。小さいのですぐに失くした。

家族や友人との関係が、希薄になり出けなくなった。

国民年金のひとり暮らしでは、補聴器など買えない。家族や友人の助けて、ようやく生活をしている。

お金に困ることもないので150万円のものを買ったなどなど、いろいろな声をお聞きしました。

加齢性難聴は、避けられない側面がありますが、適切に対応することで高齢者の生活の質を向上させることができます。川南町でも助成制度を提案して、次に移ります。

2点目、マイナ保険証について伺います。

マイナンバーカードと保険証が一本化したマイナ保険証への移行が進められ、12月2日以降、健康保険証の新規発行が終了しました。全国の医療機関や薬局では、マイナ保険証の利用を呼びかけているので、マイナ保険証がないと12月から病院に行けなくなるのといった不安の声が上がっています。

マイナ保険証がなくても、これまでどおり受診することができます。病院、クリニックでの混乱が生じて、患者さんが受診を控えることにならないように、今、手元にある健康保険証（紙やプラスチック）は、最長1年間は使えることを町民への情報提供はされていますか

伺います。

○町民健康課長（渡邊 寿美君） 国民健康保険については、令和6年7月の健康保険証郵送時に新制度についての説明書を同封しており、特定健診の会場や回覧板、ホームページや防災無線でも令和7年7月31日まで有効であるということを周知しております。

以上です。

○議員（内藤 逸子議員） 12月2日以降に引っ越し、転職、退職などで医療保険が変わると使えなくなります。分からないときは、加入する医療保険に問い合わせてくださいとなっていますが、役場の国民健康保険係には殺到していないのですか。それに必要な人員の確保は大丈夫なのでしょうか伺います。

○町民健康課長（渡邊 寿美君） ただいまの質問にお答えいたします。

12月2日以降、マイナンバーカードへの国民健康保険証の登録など1日平均5人から6人の方が国保年金係のほうに来られていますが、殺到というほどではありませんので、人員的には十分であると思っています。

以上です。

○議員（内藤 逸子議員） 厚生労働省は、マイナ保険証をお持ちでなくても資格確認書により、これまでどおり医療にかかれますと宣伝を始めました。マイナ保険証を持っていないでも大丈夫と聞きますが、川南町では大丈夫ですか。

資格確認書の期間は1年から5年まで、期間も延長になりましたが、マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを登録しているが、マイナ保険証の利用登録をしていない方、マイナンバーカードの電子証明の有効期限やカード本体の有効期限が切れている方は、川南町には何人ぐらいいるのか把握していますか、伺います。

○町民健康課長（渡邊 寿美君） まず、マイナ保険証を持っていないでも資格確認書で川南町も大丈夫ですかということですが、本町においても全国の自治体と同じで、マイナ保険証をお持ちでなくても資格確認書で医療は受けられます。

それと、国民健康保険証をお持ちの方で、マイナ保険証の登録をしている方が今63%の方です。それ以外の方は、まだ登録を済ませておりません。

あと電子証明書の更新等の時期がいつかというのは、町民健康課のほうでは保険別の把握はしておりません。

以上です。

○議員（内藤 逸子議員） 資格確認書が申請なし、無償で交付されると聞きましたが、間違いありませんか。紛失した際も無償で交付手続されるのですか伺います。

○町民健康課長（渡邊 寿美君） マイナ保険証をお持ちでない方には、令和7年7月中旬までに無償で資格確認書を郵送します。その後、紛失された方につきましては、紛失の届けを出していただきまして、申請をしていただいて再発行いたしますが、今のところ無償ということで考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子議員） マイナンバーカードを持っているけど保険証を登録していない人も、先ほど登録している方が63%と言われましたので、マイナンバーカードを持っている方でも保険証を持っていないということがありますよね。その登録をしていない人に対しては、どのように説明、対応をされていますか伺います。

○町民健康課長（渡邊 寿美君） 新たにマイナンバーカードをお持ちでない方で新たにマイナンバーカードを作られる方や、国民健康保険証の登録、マイナ保険証にするという相談に来られた方には、マイナ保険証の内容についてお話ししますが、未登録の方へ改めて登録を促すような個人通知等はしておりません。

以上です。

○議員（内藤 逸子議員） そもそもマイナンバーカードを作るかどうかは任意です。さらにマイナカードを保険証として登録するのもマイナ保険証を使うかも任意です。任意の制度を普及するために保険証を廃止することは全く道理がありません。任意であることを患者、町民に徹底すべきです。どのように説明していますか伺います。

○町民健康課長（渡邊 寿美君） マイナ保険証につきましては、新しい制度でありますので、マイナ保険証を持っている場合の利便性の説明、それとマイナ保険証がなくても資格確認書によって医療がこれまでどおり受けられるというこの説明を入れています。

住民の方によっては、マイナ保険証を施設に入所されている方とか、いろいろな立場の方もいらっしゃると思いますので、必ずマイナ保険証を持ってくださいという説明は特にはしておりません。

以上です。

○議員（内藤 逸子議員） マイナ保険証を使ってエラーが出ているとメディアでは言われていますが、川南町内の医療機関ではその事例はないでしょうか。事例を把握していますか伺います。

○町民健康課長（渡邊 寿美君） 病院、歯科医院、調剤薬局、それと、訪問看護事業所の6つの機関に状況についてお伺いしております。

いずれもマイナ保険証を利用している人は増加しているものの、利用率はまだまだ低く1割から3割程度ということでした。カードリーダーのエラーは特にないということでした。

以上です。

○議員（内藤 逸子議員） マイナンバーカードは、大切に保管するように発行当初は言われてきましたが、今後は携帯することによる紛失などが予想されます。そのときの対応、費用はどのようになっていますか伺います。

○町民健康課長（渡邊 寿美君） マイナンバーカードを紛失した場合は、地方公共団体情報システム機構、J-LISと言いますが、が設置しているコールセンターに連絡していただき、一時停止処置の対応をしてもらうか、直接、役場の住民係へ紛失届の提出と同時に再

発行手续をするかのどちらかを行っていただきます。

一時停止処置をしても紛失したマイナンバーカードが見つからなければ、再発行の手続を行っていただくことになります。

また、屋外で紛失した場合は、警察署への届出も勧めています。再発行にかかる費用は、通常だと1,000円、早急に取得できる特急発行を利用すると2,000円です。

以上です。

○議員（内藤 逸子議員） マイナ保険証には、マイナンバーカードの有効期限があり、取得した人が更新手続を行わなければ使えません。ところが、こういった管理が難しい障害者や高齢者への支援は保障されず、社会的に一番弱い立場の人を置き去りにした制度になっています。

受診時の保険資格確認の方法は、9パターンにもなると言われています。政府がトラブルに対し障害者など意思疎通の困難な人たちのことを考えることもなく、その場しのぎの対応を繰り返した結果です。

障害者、家族が混乱しています。石破政権が本当に人に優しいデジタル化を実現したいのであれば、障害者、高齢者をはじめ、国民の医療を受ける権利を交代させるマイナ保険証一本化をやめて、健康保険証も残し国に川南町として保険証の復活を要請することを求めて次に移ります。

第3点目、消防団員確保について伺います。

地域の消防団、防災力を支える消防団員の人員不足について、持続可能な運営や団員確保のため川南町ではどんな対策を立てていますか。地域防災における消防団の重要性について、改めて川南町の見解を伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） 内藤議員の御質問にお答えします。

持続可能な運営や団員確保のため、川南町ではどんな対策を立てていますかということですが、すけれども、本町の団員確保対策としましては、機能別団員の導入や女性消防団員の入団促進など、いち早く取り組んでおり、災害等に対応できる団員の確保に努めています。

今後、消防団員の重要性や活動内容などの広報活動を充実させるとともに、定員の見直しや、その他団員の増員対策について、さらなる対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子議員） 消防団員の確保が難しい背景には、どのような要因があると認識しておられますか。年齢層や地区ごとの加入状況に隔たりはあるか伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） 団員確保の背景にどのような要因があるかということですが、すけれども、消防団員に限らず労働力が不足しており、あらゆる業種等においても人材の確保が難しい状況にあると認識しております。

消防団員の定員確保に至らない理由としましては、やはり人口減少、あと若者の減少が主な要因ではないかと推測しております。

また、そのほかの理由として、生活スタイルの変化等により消防団活動に時間を割くことが難しくなっていることや、消防団活動への危険性、リスクの問題などから入団意欲が減少しているのではないかというふうに考えております。

また、年齢層や地区ごとの加入状況に隔たりはあるのかということですが、現在町内に点在する10個部に10代から50代までの方が所属しております。各部とも15から20名の団員が所属しており、平均で1個部18人が所属している状態であります。

小学校区別に見ても、人口割出した団員数の割合もほぼ均等でありますので、加入状況に大きな隔たりはないというふうに認識しております。

以上です。

○議員（内藤 逸子議員） 団員不足が、消防団の活動や地域防災力にどのように影響を与えていますか。今のところ均等で、この活動に影響を与えていないというふうに理解しているのでしょうか。今後の災害は、余り見通せないんですけど、支障が出る可能性については見解はありますか、伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質問にお答えします。

地域防災力にどのような影響を与えているかということですが、消防団員が条例の定数243名に達していない状況は確かにありますけれども、各部平均18名が所属しており、各地区に一定数の消防団員は確保している状態です。

また、充足率も90%を超えていますので、今のところ消防団の活動に大きな影響はないというふうに考えております。

今後の対応についても、火災や台風などの自然災害の際においては、災害発生地域の消防団を中心に、分団での対応や他の近隣団との連携を図りながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子議員） 現在、川南町では、消防団員確保のためにどのように取組を行っていますか。勧誘活動において成功した事例や課題があれば教えてください。若者や女性の団員加入を促進するための施策を検討していますか。地域の企業や学校と連携した勧誘活動の具体案はありますか伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質問にお答えします。

団員確保のためにどのような取組をとっていることですが、主に広報活動を充実させて団員確保に努めております。

例えば、SNSやPR動画を通じた団活動の訓練内容の発信、また成人式などのイベント時にビラを配布するなどの活動を行っております。さらに、各福祉施設の避難訓練などにも積極的に参加し、消防団の重要性・必要性をアピールしております。

勧誘方法としては、現団員の友人・知人から、交友関係に対する働きかけ、いわゆる人とのつながりを活用して団員確保につなげております。

女性団員の勧誘の促進についても大体同じような形で、女性団員の交友関係にも働きかけを行うなどしております。

あと地域の企業や学校との連携した勧誘活動の具体案はということでしたけれども、現在のところ企業や学校に対する勧誘活動は実施はしておりません。

今後については、町内企業に対し社会貢献や危機管理の向上、地域住民との交流促進など、消防団活動への協力により得られるメリット、例えば、社会貢献度とか会社のイメージアップを発信しながら、消防団加入に向けた働きかけを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子議員） 消防団活動の負担軽減に向けた取組、例えば、活動日数の見直しなどはありますか。出動手当、福利厚生の充実について、具体的な改善策は考えていますか伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質問にお答えします。

消防団活動の負担軽減に向けた取組としましては、団員への負担軽減策として、消防行事、イベント等の見直しや訓練の効率化を図ることで団員の負担を軽減していきたいと考えております。

例えば、夏の操法大会とか、冬の出初め式については、令和5年度からは訓練可能な期間及び訓練時間を短縮することで負担軽減を図っております。

あと報酬や手当、福利厚生についてはということですけれども、団員の報酬や出動手当については、令和4年度から見直しを行っておりまして処遇改善に努めております。

以上です。

○議員（内藤 逸子議員） 若者や地域外からの移住者を対象とした加入促進策はありますか。仕事と両立しやすい柔軟な消防団活動やオンライン研修の活用は検討していますか伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） 若者や地域外から移住者を対象とした加入促進対策はということでお答えしたいと思います。

移住者に対する加入対策については、現在特に行っておりません。若い移住者については、団員のつながりを通じて団加入の声かけ、勧誘等を行っているという状態であります。

また、仕事と両立しやすい柔軟な勤務形態の導入やオンライン研修の活用ということでもありますけれども、消防団員として平時は各自仕事に主眼を置いてもらっております。有事の際に、団員として地域住民の安全・安心のための活動を行ってもらうことを基本としておりますので、平時における全体訓練においても2カ月前に活動案内を行ったり、参加しやすい状況を確認しております。

また、オンライン研修については、全国の先進的な事例などについて参考となる動画を共有するなど防災等に関する知識の向上に努めております。

以上です。

○議員（内藤 逸子議員） 地域住民への防災教育や消防団の役割を広めるための広報活動は十分だと考えていますか。学校教育や地域行事を通じた消防団の重要性の啓発活動を行う予定はありますか。

ほか自治体で消防団員確保に成功している取組で参考にしている事例はありますか。それらを町内でどのように応用していく考えか伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質問にお答えします。

防災教育や消防団の役割を広めるための広報活動ということですが、広報活動については、先ほどと同じようにSNSやPR動画を通じた団活動や訓練内容の発信などを行っており、住民の皆様には消防団を理解していただいていると認識しております。

また、町内の幼稚園からの要請に対して、消防団員が防災に関する紙芝居を行うなど、幼少期の子供たちへの防災教育なども実施しております。

学校や地域行事を通じた消防団の啓発活動はということですが、本年度は生涯学習の一環として放課後子ども教室で、消防団の活動内容について小学校区ごとに説明する機会をいただきました。

管轄する消防団員を各会場、自治公民館に派遣して、消防団の重要性、防災に関する事項について団員自ら説明を行いました。

説明後は、実際に子供たちに消防車両に乗車してもらうなど、消防団を身近に感じてもらうよう活動を実施しているところであります。

また、地域行事においても要請があれば、管轄する部が積極的に協力し、地域になくてはならない存在として消防団の必要性・重要性について啓発しております。

今後につきましても、地域行事に関わらず、様々な場面で要請があれば消防団員を派遣し、消防を身近に感じてもらえる活動を展開していきたいというふうに考えております。他の自治体を参考にしている事例はありません。

以上です。

○議員（内藤 逸子議員） 団員確保に向けた中長期的な計画や目標はありますか。町として消防団の持続可能な運営を支えるために、今後、重点的に取り組むべき課題は何だと考えていますか伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質問にお答えします。

団員確保に向けて中長期的な計画はありますかということですが、先ほど言いましたように、川南町消防団条例に規定する定員240名に達していない状況があることから、さらなる団員確保対策を検討する必要があると考えております。

現人口に対する適正な団員数の協議など、定員の見直しについても検討する必要があると判断しておりますけれども、現段階で中長期的な目標は定めておりません。

今後、重点的に取り組むべき課題は何かということですが、消防団は地域住民生活

を守るための重要な役割を担っており、地域の消防防災の要であります。

取り組むべき課題として3点ほど考えております。

消防団員の業務、火災の鎮圧、火災予防警戒業務、災害時の警戒業務に対応できる人員の確保と育成。2つ目に設備・装備の充実。3つ目に地域との連携・強化。これらの課題に取り組んで、消防団の持続可能な運営につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子議員） 年々災害が激甚化する中、消防団員の出動はボランティア活動に近く、地域の消防団維持は大きな課題であります。少しでも団員の負担を減らし、安心して消防団活動ができるような体制をとっていただくことを求めて次に移ります。

第4点目、指定管理者について伺います。

川南町での指定管理者制度の導入目的について改めて伺います。

サンA川南文化ホール・図書館が指定管理者になったのは、平成26年からです。当初、指定管理者になれば、長期的な雇用により高いサービスを継続して提供されると言われ始まったサンA川南文化ホール・図書館です。

今年、令和6年3月より川南フロンティアネットワークに変わりましたが、私のところには、指定管理者が変わり、きめ細やかな行事も開催され、以前より使いやすい、親しみやすくなったと御意見をいただきました。

町では、指定管理者が変わったことによってどのように捉えていますか伺います。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、先ほど議員のほうで、令和6年3月よりとおっしゃったんですが、4月から川南フロンティアネットワークのほうに変わっております。

指定管理者が変わったことでということなんですけど、特に教育委員会のほうに何か苦情が来る、そういったことは全くございません。

特に、何か把握するためにとやっておるわけではございませんが、毎月、指定管理者のほうから実績等について御報告を受けておるところです。

現状、運営に関しましては、特に問題なく行われているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子議員） 次に、指定管理者制度の課題として指摘されている点は何かあるのか把握されていきますか伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質問にお答えします。

指定管理者制度の課題はということですが、一般的には人材の確保と維持、責任や権限の所在、コミュニケーションと連携などが課題として考えられますけれども、本町ではそういった問題が生じないように行政と指定管理者間で適切な関係を構築するため、定期的な協議の場を設けたり、モニタリング等を行って連携を密にしている状態です。

以上です。

○議員（内藤 逸子議員） 指定管理者の選定プロセスにおいて、選定企業については、例えば、出資金や資本金について、経費の積算根拠や働く人の労働条件などは川南町として決まりがあるのでしょうか。また、選定基準の透明性をどのように確保していますか。失格した場合はどのように説明していますか伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） 指定管理者の選定プロセスにおいての透明性等についてですが、川南町では川南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例にて選定基準等を明確に定義しております。選考プロセスの透明性を確保しておりますし、これらの要綱に沿って対応をしているところであります。

以上です。

○議員（内藤 逸子議員） 契約内容や実績評価の基準は、町民にどの程度公開されていますか伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） 町民にどの程度公開されていますかということですが、川南町情報公開条例にて実施機関に対して当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができますので、非開示に該当しないものであれば全て開示できます。指定管理者が保有する情報についても同様であります。

以上です。

○議員（内藤 逸子議員） 指定管理者制度の導入により、町民サービスがどのように改善されたと評価していますか伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） 町民サービスが、どのように改善されたと評価していますかということですが、民間の専門知識や経営手法を活用することで、利用者サービスの質が向上し、利用者の満足度も高まります。

川南町文化ホール・図書館複合施設については、現在の管理者については、まだ日が浅いため評価はできないというふうに聞いておりますけれども、以前の管理者時には、利用者サービスが機動的で対応が早くなったと伺っておりました。

P L A T Z（ぷらっつ）については、当初より指定管理者制度を活用していますので、改善には当たらないというふうに考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子議員） 町民の満足度調査は実施されていますか。その結果、どのように制度運用に反映させているか伺います。今度のは4月からなので、まだ分からないかも分かりませんが、分かる程度、分かることがあれば伺います。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

満足度調査を実施しているかということなのですが、特にそういったことは実施をしていません。

ただし、先ほども申し上げましたように、指定管理者のほうで把握している事実、いろいろなイベント等を行った場合に、いろんな感想とか、そういったアンケートは取られておりま

すので、そちらに関しましては、指定管理者のほうからその都度、御報告を受けているところ です。

評価に関しましては、やはり先ほど議員がおっしゃったように、1年間通していろいろ行事の実績、それから、どういう運営をしたかというのも見ないと、ちょっと評価はできないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子議員） 指定管理者の業務遂行状況を監視する仕組みはどうなっていますか伺います。

○総務課長（小嶋 哲也君） 業務履行状況を監視する仕組みについてということですが、条例規則等に従い、契約書、仕様書、基本協定、年度協定等を締結することになります。それらによって履行状況等の確認を行っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子議員） 今回、地域活性化拠点施設 P L A T Z（ぷらっつ）の管理運営の責任者である川南まちづくり株式会社と5年前より契約を交わしてきました。しかし、規約は守られていませんでした。規約違反のことについて、川南町としてどのような指導をされてきましたか。

9月議会で反対多数で否決され、ようやく令和6年11月1日より規約どおりの運営が始まったと聞きました。9月の議会において、否決したことの成果だと思っています。

地域活性化拠点施設 P L A T Z（ぷらっつ）は、川南町を宣伝する大切な場所です。地場産業の発展との相乗効果も見込める場所だと考えています。規約を守って、健全な運営を求めて次に移ります。

第5点目、生理用品について。

アンケート結果について伺います。アンケート調査を実施するとしていましたが、結果を報告してください。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

アンケートの結果についてでございますが、まず、どのくらい利用されたかというところですが、唐瀬原中学校のほうで全体でいって18名の利用がありました。こちらが率にして15.2%。それから、国光原中学校のほうで7名、率にして10.6%。全体でいったときに15.7%の女子生徒のほうが、トイレに設置してある生理用品を利用したという結果になっております。

それから、利用された方ということで、どういう理由で使ったのかということ聞いております。こちらのほうが、一番多かったのが急に必要になったからという回答が一番多くなっております。

また、家族が十分に買ってくれないからといった、そういう貧困状態、それから、経済的な状況での活用というのはないというふうにアンケートでは出ております。

それから、利用しなかった理由についても聞いているんですけど、こちらが一番多いものが、自分で用意していたからということで、それから、両中学校おおむね70%ぐらいが、もう自分で用意したから利用しなかったという答えをいただいております。

4番目で、生理用品がどこに置いてあるといいと思いますかということ聞いております。こちらが、トイレの中、保健室、職員室、その他という選択肢を並べた上でやっているんですけど、こちらも圧倒的にトイレの中というのが多い状況になっております。

そのほかにも、生理のことで悩み事があるかということも尋ねているんですけど、こちらは、それぞれということでお答えがあっているところです。

このアンケート結果を受けてということなんですけど、また、養護教諭の先生方もこの結果を見ていただいて、どういう考えられるかということの御意見もまた伺っていこうというふうに考えております。

アンケートの結果につきましては以上です。

○議員（内藤 逸子議員） 今の結果を聞いて、一日も早く学校トイレにトイレットペーパーがあるのが当たり前と同じように、生理用品の設置を求めて終わります。

○議長（河野 浩一議員） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時00分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、蓑原敏朗議員に発言を許します。

○議員（蓑原 敏朗議員） さきに通告いたしました質問要旨通告に基づき、質問をいたします。

その前に、今さらですが、地方自治については、憲法においても地方自治法においても組織運営について地方自治の本旨に基づきと規定されています。では、地方自治の本旨とはどういうことなんでしょうか。いろいろな解釈があるようですが、自己責任、自己決定ということは外せないようです。他人の意思でなく、自分の責任でもって判断し、運営ということ、言い換えるなら自立した運営をということではないでしょうか。そのためにも経済的自立は不可欠です。経済的に自立し得ない地域が自己判断、決定することは容易ではありません。

少し前置きが長くなりましたが、私は川南町においては、経済的自立度を高めることは農業の振興を図ることだと信じていますし、町の発展につながると絶えず申しています。

そこで、今回は農業に焦点を絞って質問いたします。

町長は、9月定例会で町の基幹産業は第1次産業と申されました。町の自然状況を考慮すれば全くそのとおりだと私も思いますし、とりわけ農業の役割が重要だと思います。農業の趨勢が町の経済動向に大きく影響を及ぼすことは本町の足跡を振り返れば自明のことではな

いでしょうか。

9月議会での一般質問で、農業の現況認識についてお尋ねをしましたが、町長選挙中、町内を回られて畜産、特に和牛農家が苦しいとお聞きしたとの答弁でした。私は、畜産は飼料高騰や価格低迷で苦しいけど、飼料同様に肥料の値上がりや天候不順による生産物の不作等もあり、施設園芸や露地園芸等の耕種農家も苦しんでいますとつけ加えさせていただきました。

9月から3月が経過しましたが、その後の町長の農業への認識は変化等はございましたでしょうか、いかがでしょうか。また、それらの町長の認識を形成されるに当たっての農業についての情報はどのように収集されているのでしょうか。

あとの質問は質問席でさせていただきます。

○町長（宮崎 吉敏君） 蓑原議員の質問にお答えいたします。

農業の現状認識についてですが、本年5月10日に全国JA中央会と全国農業者農政運動組織連盟が開催した令和6年度食糧農業地域政策推進全国大会において、JAみやざき中央会の栗原会長が行われました意見表明の内容が、農業の現状を物語っていると私は思います。

読み上げますと、「生産コストの上昇を価格転嫁できておらず、産地に負担が集中している。全国の農家が適正な価格形成に向けた仕組みの構築に期待している。畜産農家は子牛・枝肉価格の低迷や飼料価格の高騰で経営が危機的状況です。園芸作物でも所得が減少しており、生産資材の高騰や人手不足、物流問題など課題を幾つも抱えている。私たちの努力で解決できる範囲を超えており、政策の具体化と万全な予算の確保をお願いしたい」という内容であります。

このように、農業全般において厳しい状況にあると認識しております。加えて、このような現状認識に基づき、本定例会におきまして、議案第63号川南町産農林水産物等消費拡大推進条例を提案しておりますことを申し添えます。

最後に、このような厳しい状況が長期間にわたり続いている中において、町は単に条例を制定するだけでなく、地域経済の具体的な活性化につなげていきたいと思っております。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗議員） 町長のおっしゃったことは真っ当でそのとおりだと思うんです。私がお聞きしたかったのは、川南町の現状認識を特にどう思っているのかということと、そのような町長の農業への認識を形成するにあたってどのような情報を基にされているのでしょうかということをお尋ねしたところなんですけど。

○町長（宮崎 吉敏君） 蓑原議員の御質問にお答えします。

農業の現状把握についてですが、産業推進課など役場関係部署からの報告等に加え、国や県などの公的機関や生産者団体でありますJA等の関係機関から寄せられる情報等が主な把握方法であります。加えて、新聞やテレビなどを通じた情報収集も行っております。また、園芸農家さんや漁師さんなど特定の生産現場に頻繁に出向くことはなかなかできませんが、

各品評会や各生産者団体の会議等が開催される場合は、当然ながら積極的に出席させていただき、現場の声を直接ちょうだいしております。加えて、畜産業を営まれている事業者様に対しましては、家畜防疫の観点から現場に出向くことは極力控えなければならない状況でございます。

しかしながら、現場の声は重要であると思っておりますので、あらゆる機会を通して今後も生産者からの声に対して真摯に耳を傾け、政策に生かしていきたいと考えております。

また、私が8月11日に当選をさせていただき、8月13日に初登庁させていただきました。それ以来、12月7日までに各団体、繁殖、肥育、養豚、またそれぞれの園芸農家の方々の団体に32回参加をさせていただき、意見交換等をさせていただきました。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗議員） 想像以上に町長、農業関係者と接触されているんだなと感心しているところでもあります。

町長、御存じでしょうけど現場主義という言葉がございますよね。なるべく団体とかそういうことも必要だと思います。ただ、いわゆる現場を、畜産については防疫上の問題等もあり町長おっしゃったように、なかなかその場に行くというのは難しい側面もあるかと思うんですけど、なるべく現場を御自分の目と耳で見られて判断いただくことも必要かと思うんです。アンテナはなるべく情報収集は多いほうがいいと思うんです。それは、こんなことは言うのはあれですけど、間違った情報もあるでしょうけど、それは町長が取捨選択すればいいことで、ぜひアンテナは高く他方面に向けて、ぜひその意味でもなるべく現場を見ていただきたいと思います。

町長が役職者の方や団体の方と接触しているとおっしゃいましたけど、以前、町内には農技連という農業に関わる担当者、農業従事者も一部入っていたかも分かりませんが、そういった人たちで組織する農業技術者連盟というのがございました。今、町内にはないようなんですけど、そのような担当者あたりが交流する場というんですか、情報交換する場等を再構築するお考えはございませんでしょうか。

○産業推進課長（河野 英樹君） 蓑原議員の御質問にお答えします。

蓑原議員が農政部門におられた頃、そして、蓑原議員が副町長時代には今おっしゃられたような農技連と呼ばれる農業技術連盟技術者協議会、川南町単独でやっておりましたが、現在は尾鈴地域ということで川南町役場、そして、都農町役場の産業を担うその課と、JA尾鈴、ほかには県の機関であります農業改良普及センターなどが組織して、簡単に言うと都農町が加わってそのような協議会、技術者の協議会が継続して行われております。ですので、新たにということではもう構築されておりますので、そのような体制がつくられているということを御認識いただければと思います。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗議員） それは都農町、尾鈴農協という、今は尾鈴農協と言いませんけ

ど、川南、都農は割と似ている形態はあるから、それはそれで結構だと思うんです。ただ当時は、御存じでしょうけど民間も入っていたと思うんです。御存じなかったらいいですが、民間も入っていたんです。例えば、林田さんとか、今はなくなりました大久保農協とか、あらゆる方たちが関わる、そんなものがあればぜひ継続していただきたいと思いますし、活用していただきたいと思います。

農技連というのは川南独自じゃなかったんです、今でも県はあります。県から降りてきてできていた組織でした。川南独自じゃなかったわけです。

先日、テレビニュースでＪＡみやざき、宮崎県は農協が一本化していますけど、ＪＡみやざきが県知事に申し入れしているところのニュースが流れていました。見られたかどうか分かりませんが、そのときのコメントでは、「農家の農業離れが進んでいますと、県知事、早くどうにかしないと農業を離農してからではもうどうにもなりません、何とかしてください、しませんか」という申し入れだったというふうにコメントされておりました。もし、町長、それを見ていらっしゃったら、どんな思われたかなということをお聞きしたいと思います。

○町長（宮崎 吉敏君） 蓑原議員の質問にお答えします。

大変申し訳ありませんが、その番組等については見ておりません。そこについてということでは、ちょっとここで答弁を控えさせていただきたいと思います。

○議員（蓑原 敏朗議員） 申し訳ありませんでした。見ていないものに感想を述べるなんて、本当無理な質問だと思います。ただ、想像以上に事態は逼迫というんですか、緊迫しているんだなと私は思ったんですけど、農業離れが進んでいるということはどう思われますでしょうか。例えば、農業を現に今の親世代はやっていらっしゃっても、その子供たちは農業をたまに手伝うことはあっても一緒にいわゆる経営としてはやっていらっしゃらなくて別な会社勤めとか、ほかの仕事に就いてらっしゃるところもあります、私も知っていますけど。そのような状況になっている、いわゆる農業離れが進むんじゃないだろうかという、私は危機意識をちょっと持っているんですけど、町長、どう思われますか。

○町長（宮崎 吉敏君） 蓑原議員の質問にお答えします。

今、現実には農家の方々の環境というのは非常に厳しい。その厳しさを見ている後継者であり、御子息がそれを見て次を継ぐのかという、これはＪＡ川南本部長と坂田町長と私と農林振興局とでお話をさせていただきました。

その中で一番感じたのは、いかに農家の方々の所得を上げるか、しっかりと携わっている職業でしっかりと生計が保てる、利益が上がる、そのことが一番大切なんじゃないかなと痛感しております。できるだけ農業に対しての、私のちょっと思いだけ伝えさせていただきます。同じ農家でも、同じ農産物でも作る人によって反当たりの収穫量、売上がまちまちなんです。それがなぜなのかなという気がしているんです。

その中で、私は、今までは従事している方の経験であったり能力であったり管理であったりというのが相当作用、そこに影響していたと思うんです。ですから、いろんな方々の思い

を、経験値を、なんとかデータ化できないかな、そのことによって収益が上がる、そういった仕組みができないかなと今思っております。そのことが、ひいては次の後継者、また、後継者がいない方にとっては新たな継承の方が現れると思っております。

ぜひ農家の方々のどうしたら収益が上がるか、収穫量が上がるか、品質の確立はどうするのか、そういったことに力を注いでいきたいと思っております。

以上です。

○議員（荻原 敏朗議員） 町長おっしゃるのは後でちょっと触れますけど、所得の向上というのは物すごく、農業が続かない根幹はそれですね、町長のおっしゃるとおりだと全くそのとおりだと私も思います。そして、町長がデータ化したり、いろんな調査したりとおっしゃる、いいことだと思うんです。ぜひ、職員にその指示をされて、進めていただきたいと思います。

また後で、今後の農業振興についてはお尋ねなり、配慮、御留意いただきたいことは訴えたいと思います。

次に、改正食糧農業農村基本法に関連してお尋ねいたします。

この法律は、食糧の安定供給、確保、農業の多面的機能の発揮、農村の持続的発展、農村の振興を理念に国民生活向上及び国民経済の健全な発展を図ること、ちょっと難しいですよ、言葉としては、とされていますが、制定から四半世紀経過しております。今回、食糧情勢、地球環境、農業従事者の課題等、制定当時と比べて大きく25年も経てば変化します。それらで新たな対応が必要になっての対応だと思うわけですけど、ところで、今回の改正との関係、あるいはまた昨年4月1日だったと思います、もし間違っておったらすみません、農業経営基盤強化法促進法もあって、地域農業や農地を守る対策を求められ、地域計画策定というのを迫られています。策定に当たっては、農家の意見を聴取しながら、伺いながら10年後の農地利用等も検討課題と前の課長から言われたことですけど伺っています。

前農地課長がその際に、これから座談会を計画ということでしたが、その後、地域での話し合いや地域計画の策定状況はどうなっているのでしょうか。

○農地課長（新倉 好雄君） 荻原議員の御質問にお答えいたします。

御質問にありました地域計画の進捗状況についてという御質問かと思いますが、11月末現在、この地域計画に基づいた地域計画の策定のためのお話し合いを町内44カ所の地域を定めて、現在37地域で説明、意見交換を行ったところでございます。

今後の進捗としましては、年内、12月中に全ての地域での話し合いが終わりまして、取りまとめを年明けて3月に公表する予定でございます。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗議員） 10年先の農地利用、地域農業の在り方をということですけど、正直言いまして10年先のことが分かるかという、個人的にはします。二、三年先のこともよく分からない時代に、農林省の方たちが机の上で考えられたのかなと思いますけど。

ところで、その座談会と37カ所はもう終わられたということですが、その中でどのようなお話が農家さんから出ているのでしょうか、どんな御意見が出ているのでしょうか。

○農地課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

地域学の中での話合いの内容、または実効性についての御質問かと思いますが、御質問にありましたように農地管理のおおむね10年後の未来予想図を地域ごとに分かれて作成するのが中心的な計画の策定でございます。

実際の話合いの場面になりますと、農業を取り巻く情勢が変化する中、10年後の計画図を作成することは大変難しいとの意見が多数あったところでございます。大切なことは、将来の農地利用についてみんなで意識している、また、考えていることではないかと感じているところでございます。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗議員） 今回の地域計画、多分、私も役場にお世話になった身ですから何となく感じるわけですが、この計画を策定しておかんと後のいろんな事業採択等に影響があったりするとかいうことで作らなければならないだろうと推測するわけですが、せっかくの機会ですから、ぜひ計画のための計画でなくて、ぜひ実効性のある、町の農業振興に役立つようなものにしていただきたいと思うわけです。

それと、先ほど町長がおっしゃいましたけど、ぜひ視点、この中に入るのかどうかは分かりませんが、農家が先祖代々の土地だからとか、国から言われているから、町が言うからというような使命感みたいなもので農地を守れといったって無理があると思うんです。ぜひ、もうかるというか、営農の視点も必要じゃないかと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○農地課長（新倉 好雄君） 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

御質問にありましたように、この地域計画を定めないと国、県の現在の情報によりますと、今後の融資事業や農地整備の取組に対して制限があるとの情報を得ているところでございます。

町では、農業情勢の変化を常に把握して、有益で有効的な政策を国、県とともに今後とも進めてまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗議員） うちの役場の組織から言えば、どちらかというこの農地計画と少し隣にあるもうかるという営農の部分については、農地課の担当ではないのかもしれませんが、その辺は考慮する必要があるかと思うんですけど、そんなのはその計画の中に反映しないんですか。

○農地課長（新倉 好雄君） 御質問にお答えいたします。

地域計画の中には様々な視点は確かにございます。大きい柱としましては10年後の農地管理の在り方が中心となるわけですが、地域を44に分けております。その中での今後

のいろんな課題、また、その地域で取り組みたい事業でありますとか生産物、目標もお話合いの中で聞き取りながら、みんなで目標を定めていくということでございますので、町全体的な農業の振興に対して、まずは地域の話合いからというような視点から今回の計画が定められているものと思っております。

以上でございます。

○議員（養原 敏朗議員） それぞれの町内44に分けての地域計画みたいですから、僕が質問したことはちょっと無理があるのかも分かりませんが、町長、ぜひ、これを総合プラン化して、ぜひ一本の町の農業基本政策とつながるようにすべきじゃないのかなという気がするわけです。

石破総理大臣も地方創生は農林水産業の振興なくてはなりませんというのを度々どこそこと言っていらっしゃる気がします。ぜひ、これを総合プラン化して、これ、すみません、余談になってしまいますけど、家でテレビ等を見ていると、特にBSなんかコマーシャルが多いんですけど、健康志向というんですか、青汁等に代表するように何かものすごく農業生産物を健康に取り入れたような宣伝がものすごくあるわけです。だから、農林水産業とつながるような企業誘致、常に考えていらっしゃるでしょうけど、考えるような総合プランというのにも必要なんじゃないでしょうか。これこそ本町のいわゆる基幹産業対策のような気がするんですけど、町長、いかがでしょうか。

○町長（宮崎 吉敏君） 養原議員の質問にお答えします。

担当課、また、各団体と話合いをもって、協議をもって、しっかりと進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議員（養原 敏朗議員） 各課はそれぞれ各所各所でそれぞれの目的を持ってもちろんやられることも大事でしょうけど、でも、全体として一本の方向に向かっているというような何か総合プランみたいなものも必要だと思いますので、ぜひ、その辺のリーダーシップを町長に発揮していただきたいと思います。

次に、固定資産税、特に農家の固定資産税についてお尋ねします。

本町の農業形態が広いとか大きい農地や施設機械とかどうしても必要だと思うんです。営農には家屋以外にもいわゆる償却資産として固定資産税が課税される場合があります。

何年か前に農協や農家さんから、ちょっと何年か言うと大げさですが、二、三年前に相談を受けました。ただお断わりしなければいけないのは、農協なり農家さんからは課税せんに納税せんで済むようにという御相談では全くありませんでした。多くの御意見はできたらさかのぼらないでほしいとか、一括納付でなく分納等の納税方法についての御相談でした。

そこでお尋ねしたいのですが、現在の償却資産の申告について、現在は町側も反省されたでしょうし、農家さん側も反省されたでしょうけど、現在はスムーズにいつているのでしょうか。また、償却資産は申告制ですから、償却資産についてのPR等は十分に行っておら

れるんでしょうか。

○税務課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

トラブルなんですけれども、現在は発生はしておりません。償却資産の所有者も申告義務があることを再認識されているように感じます。ただ、多くの方が1月31日までの申告ということ把握されていないような雰囲気ですので、期限を過ぎても申告されていない方も一定数いらっしゃいますので、同じことを繰り返さないために、一段落ついた8月には再度文書をお送りして申告を促しているような状況です。

以上です。

○議員（養原 敏朗議員） 十分な蓄えがあればさかのぼっての課税にもすんなりと対応できただろうが、そうでないで苦しかったという人も実際おられると聞いています。制度上、納税は当たり前です。これは法律ですから当然のことですけど、ただ、国もスマート農業とかいって高価な機械を導入して、割と省力、力を省いて農業できるようなことも推進しているようです。非常に高い機械を導入すれば、また償却資産税、固定資産税も賦課されることになります。ぜひ、その辺は共同利用なり農業公社等が、田んぼの農薬散布等は今ほとんど御自分たちでやられるところはないと思います、そんなところがぜひやっていただけると機械導入について新たな償却資産税、課税等も悩まなくても済むだろうと思うんです。町長、何かあれば、先ほどの共同利用とか公社への新たなスマート農業推進のための機械導入等について、すみません、通告していなかったから厳しい面もあると思いますけども、もし何かあれば。

○町長（宮崎 吉敏君） 償却資産等については、事業者、農家の方々とはまた別に事業を経営なさっている方々ということに関しては、税理士等、会計事務所等がしっかりと指導しているものと承知しています。それから、農家の方々のそういった償却資産に対する負担が大きいということも存じ上げております。

先ほどおっしゃいました共同事業であったり公社であったりというのが、私が知っている限りでは、すみません、記憶が定かではないんですけども、10年ほど前にこういった仕組みが相当動いたと思っています。農家の方々の負担を考えるとということになれば、当然そういった手法も取り入れるべきかなと、これは、でも事業者、その方が判断すべきことだろうと思います。そのように感じております。

以上です。

○議員（養原 敏朗議員） 農家なり農業者団体等から声上がるようであったら、また町長、御考慮、御配慮をお願いしたいと思います。

先ほど触れましたが、農林水産業の振興、発展なくして地方存続、成長はあり得ないと申し上げましたが、これは私だけが言っているのではなくて石破総理も先ほど言いましたように方々で言っていられるようです。これを受けてかどうかは分かりませんが、今回の内閣をつくるに当たって私たちの宮崎2区選出の代議士である江藤拓代議士が2回目みた

いですけど農林水産大臣になりました。その就任会見をこれもテレビで見えていたら、「日本の農業は大転換点で、これまでの殻を破らなければならない、旧態依然の農政では駄目だ」という趣旨の発言をされていました。町長、もしこれも見ていらっしゃったら、どのように受け止められたのでしょうか。

○町長（宮崎 吉敏君） 農林水産大臣江藤拓様には直接お会いをしてお話をさせていただきました。日本の農業を守ることが一番の自分の使命だと、このことに関しては全力で取り組むという力強いお言葉をいただきました。

また、生産者等も含めて今物価高騰、厳しい状況、そこに支援というのは当然行っていく。でも、その先にある消費拡大等について、さらに踏み込んだ対策を講じていきたいというふうにおっしゃっていました。私は、そのお話を聞いたときに、お父さんであります江藤隆美さんが平成2年1月1日に登り口の公民館にお見えになって掲げられた言葉があります。

「国は農の上に立つ、農業の上に立つ、国は農の上に立つ」、これ本当に大事な言葉じゃないかなと深く感じているところです。何としても川南町の農業、これの育成、活性化、そして収益アップ等については何としても一緒に国、県そして川南町を併せて取り組んでもらいたいと思っています。

以上です。

○議員（養原 敏朗議員） 町長、結構熱く語られましたので、ぜひ、今後の町政に農政推進に今の気持ちを生かしていただきたいと思います。

私は江藤代議士、江藤農林水大臣の会見を見ていて、農業従事者だけでなく農業に携わる役人、職員等にも言われているような気がしたんです。旧態依然とした農業じゃ駄目だということでそのとおりだと、これは町長も消費者のことをおっしゃいましたが、本当、消費者も含めて国全体で農業を守るという姿勢が必要なんだと感じたところです。大転換点とおっしゃいました。僕はこの前の議会報告会で横文字をあまり使うなと言われました。でも、これ横文字の方が分かりやすいと思うんですけど、転換点、ターニングポイントですよ。だから、ひょっとしたら左に行ったらもう失敗するかもしれないと、右に行ったら成功するかもしれない、そのような分岐点、いわゆるターニングポイントにあるんだということを農林大臣は言いたかったんじゃないかと思うわけです。

川南町にほかの自治体にはない長所もあります。もちろん短所もあるんでしょうけど、ほかの自治体で取り組んでいるいいところは取り入れて、可能であれば取り入れる必要があると思うんですけど、川南にもほかにはない本町の利点、長所もあると思うんです。その一つには盛んな畜産があると思います。国も言っていますが、昔からいわれていることですけど耕畜連携です。前から盛んにいわれていますけど、でも実際はそれほど進んでいない気がします。国は新たな言葉でグリーン農業という言い方で支援しようとしています。町長、耕畜連携を含めて本町の特性であるこの畜産と耕種農業を連携するような施策をもっと模索すべきではないのでしょうか。

○町長（宮崎 吉敏君） 今回、農林水産業含めて川南町産農林水産物等消費拡大推進条例基本理念第3条第1項第5号、町生産者事業者及び町民は相互に連携し、町内における農林水産業などを健全で持続可能な産業として振興及び発展させることとして条例を今回提出させていただきます。

要は、川南町にある特産品というんですか、そういったものをしっかりと新たな消費に向けて拡大していこうという思いです。ぜひ、このことについては御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗議員） 条例制定は条例制定として町長の意気込みは分かりますけど、このグリーン農業、耕畜連携については言葉で言うのは簡単ですし、でも、どこかが誰かがリーダーシップ、そのような体制づくりをしないとなかなか進まないと思うんです。ぜひ、その辺を町なりJAなりが音頭を取って、そのリーダーシップを発揮していただきたい、体制づくりをやっていただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。

○産業推進課長（河野 英樹君） 蓑原議員がおっしゃるとおり、本町は園芸作物栽培はもとより、畜産業が大変盛んな地域であります。よって、耕種作物生産者側と畜産物生産者側、双方においてより有益な連携強化や強固な関係性を構築できれば、現在の飼料・肥料高対策に大きく寄与する可能性を秘めていると考えております。

その代表的な例が、先ほどからおっしゃってくださっています耕種農家、つまり園芸作物農家に家畜の餌となる作物を生産していただき、畜産農家側はそれを家畜の飼料として活用する、それを食べた家畜から排泄されるふん尿は堆肥化させ耕種農家の畑の肥料として利用するという循環リサイクルであると考えます。

御承知のとおり、畜産業におきましては円安等に伴い輸入飼料の高騰が経営に大きな影響を与えておりますとともに、園芸作物農家側におきましても輸入肥料の高騰が事業経営に悪影響を及ぼしている現状が続いております。

このようなことから本町では、尾鈴地域農業再生協議会を通じて、国の経営所得安定対策事業の一つであります水田活用の直接支払交付金、産地交付金を活用して耕畜連携の事業に取り組んでおります。

具体的に申し上げますが、飼料用米のわら、加工用米のわらの耕種農家と、堆肥散布を行う畜産農家の双方による供給協定書を締結したものが当該補助事業の対象となっております。なお、令和6年度における当該協定書の締結数は100件で、畜産生産側は、米のわらを食べる和牛と酪農牛の生産者であります。一方で、前述のわらではなく飼料用としてのお米を豚に餌として供給する取組も行っておりますので、今後もJA、また申し上げました尾鈴地域農業再生協議会、このような団体とも通じて、取組を強化、支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗議員） 今後もぜひ進めていただきたいと思います。今、わらのことをおっしゃって、先般の鳥インフルに関連して思い出しましたが、十数年前の口蹄疫等についても、結局、よく理由は分からなかったんですけど、海外産のわらがという人もいらっしやったみたいですから、できたら地元産のほうがより安心でしょうから、よろしくお願いします。

それともう一点、町の利点というんですか、コントロールできる水、畑かんがあります。これらを利用をもうちょっと促進していただきたいと思いますわけですが、そのためには先ほど言いましたようにもうかる作物です。そういうものを奨励しないと厳しいと思うんですけど、それは町が考える方法もあるでしょうし、もちろん農家さんが考える方法もあると思います。でも、農家さんがする場合、リスク等もありますから、町等は支援等も考える必要があるかと思うんです。畑かんの水の利用率が上がれば土地改良区への町の持ち出しも少なくなるでしょうけど、三方がよくなるというんですか、農家がよくなる、町がよくなる、土地改良区もよくなるということであれば理想でしょうけど、もうちょっと畑かんを利用した営農促進等も今後考えていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○産業推進課長（河野 英樹君） 蓑原議員の御質問にお答えします。

畑かんを利用した、要は安定的に水を利用してもうかる作物を栽培するというのは、代表的な例がピーマンです。新規就農者の方々、こちらの栽培方法は畑かんの水を利用させていただいています。なので、立派な作物、またJAの部会でも若返りが一番進んでおりますし、このような事例もございます。加えてイチゴなど、それこそ畑かんの水の網がこういっぱいかかっております。このようなところにもうかる農業、役場が奨励できれば本当に理想かなと思うんですけども、それぞれ農家の方々も園芸作物の中で施設、ハウスを利用される方、また露地の方といって御自身の経営の手法というか哲学もあると思います。そのようなことも含めながら判断していただく材料として御提示できればいいと思いますし、そのように努力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗議員） ぜひ、お願いします。ただ、あまり時間はないと思うんです。ぜひ、喫緊の課題の一つとして取り組んでいただきたいと思います。

最後に、最近よく何年には高齢化率とかひとり暮らしの高齢者が何%とか報道されます。これは何も高齢者が悪かったり、もちろん町長が悪いわけではないと思います。日本の産業構造や都市集中型の国の施策の副作用だと思うわけですけど、残念ながら、嘆くだけでは何も解決しないわけです。少子高齢対策は進めながらも、農業分野においても食料、農地、地域集落を守るためにも行政ができる農業に関わる高齢対策を行う必要も考えなくてははいけないんじゃないでしょうか。

○町長（宮崎 吉敏君） 蓑原議員の御質問にお答えします。

高齢化に伴う農家等の減少に直面している我が町の農林水産業が、成長産業として持続的

に発展していくためには、効率的かつ安定的な経営を目指す担い手の育成・確保が必要であると考えます。

このようなことから、認定農業者制度や法人化、家庭経営支援のほか経営継承、新規就農、女性が活躍できる環境整備を引き続き進め、高齢化問題への対応を図ってまいりたいと考えます。加えて、外国人材の活用やスマート農業技術の活用も担い手対策には重要であると思っております。

以上です。

○議員（荻原 敏朗議員） 町長のおっしゃったことは当然必要だと思います。さらに、農業インフラについても行政が担う部分をちょっと考えなくてはいけないんじゃないかと思うんです。地域の例えば用水路とかいろんなものの管理状況をぜひ調査してみていただきたいと思うんです。結構じり貧状態に陥っているのが見えてくるんじゃないかと思うんですけど、農業関係のインフラ整備について積極的に関わっていく必要等はございませんでしょうか。

○農地課長（新倉 好雄君） 荻原議員の御質問にお答えいたします。

農業関係における基盤整備関係の維持管理についての今後の支援策等についてという御質問かと思いますが、農村集落における農業者の減少や高齢化の進行に伴い、農用地や水路、また、御質問にありました農道等の地域資源を維持管理することが大変困難になってきている状況だというふうに感じております。地域の協働活動によって支えられている多面的機能の維持や発揮に支障が生じてきていることも現実であります。

このような状況を踏まえまして、国、県の補助金を活用して、現在、多面的機能支払交付金事業という事業を取り入れまして、地域資源の適切な保全管理を町は推進しているところでございます。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗議員） 地域農業インフラを守るために、ぜひ行政の指導力を発揮して、今後も営農が可能なようにやっていただきたいと思います。

もし、皆さんが退職されて、地域で農業に携わられるようになられたら分かると思いますけど、即若手です。僕は集落で若手ですから、この年でまだ。本当、地域はもう高齢化しています、予想以上です。

最後に、食料、農業、農村を守り、農業を職業として持続可能なものにするには、あまりにも町長、課題はたくさんで大きいと思います。ただ、これら困難を地道に1つずつ解決するしかないと思うんです。今の農業政策はどちらかというと困っている部分に手当をするという、病気になった人に薬を与えるというような対処療法的な施策が主のような気がするんです。理想を言えば困らないようにすること、病気にならないような環境づくりができればと思うんですけど、それはなかなか難しいんでしょうけど、川南町の農業が持続可能なものにするということは取りも直さず川南町、町全体が持続可能ということではないのではないかなと私は思うわけです。長い道のりになると思いますが、ぜひ取り組んでいただきたいと

思います。何か御意見があれば伺って、私の質問を終わりたいと思います。

○町長（宮崎 吉敏君） 今現在、都農町長の坂田町長、それからＪＡ尾鈴本部の代表であります網代宗章君、それから様々な団体の御意見を賜りながら、しっかりと利益の上がる、そして次の時代に継承できる、そういった農業をつくり上げていきたいと思っています。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時06分休憩

.....

午前11時16分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、児玉助壽議員に発言を許します。

○議員（児玉 助壽議員） 先に通告しました、進む高齢化社会への対応について、4点質問します。

1点目、2050年の本県は、世帯主が65歳以上の高齢者世帯割合が世帯数の49.9%、約半数になると予測されることが、先月11月12日、国立社会保障・人口問題研究所が公表しました。都道府県別の世帯数の将来推計で分かりました。2022年の43.6%から6.3ポイント上昇し、高齢社会が着実に進行する実態が明確になり、現役世代が減る中、地域コミュニティの維持が課題となっており、学識者は高齢者支援の見直しや空き家の活用など議論を深める必要性を訴えています。

2点目、地域コミュニティの維持については、地域の高齢者を見守る民生委員の担い手不足の解消策が必須と思いますが、1点目、2点目は関連があるので、総合的な町長の所見を伺いたい。

次に、3点目、近年、核家族化社会の進行とともに高齢者の単身世帯数が増加しており、世帯主の死亡に伴い空き家の増加が顕著になっており、その老朽化、危険家屋の対応が喫緊の課題であることは町長も承知のことと思われませんが、その対応を伺います。

最後に4点目、近年、高度医療の発達、普及による長寿命化社会において高齢者の運動機能維持回復面において、予防医療の充実拡充は必須条件となっており、我が国政府はそれを推奨し推し進めていることは全ての国民が知るところであります。その一環として本町が実践しているのは、元気アップ事業であります。にもかかわらずその趣旨を理解しようとし、ない議員連中が介護保険税の無駄遣い等々憶測に基づく根拠のない誹謗中傷の一般質問を繰り返した上に、ちまたにそのビラを撒き散らし、町執行機関や事業を担うスキルを持った事業者の信頼を著しく傷つけ、業務を妨害しています。このままでは本町が予防医療の柱として実践してきた元気アップの事業の継続が危惧されます。継続対応策を伺います。総合的な詳細については質問席にて伺います。

○町長（宮崎 吉敏君） 児玉議員の質問にお答えいたします。

地域コミュニティ維持についてという御質問です。人口の都市部流出や核家族化の進展に伴い、地域社会のつながりは希薄化し、以前のように日常的な近所付き合いの中で生まれる見守りが機能しなくなっているのが現状です。このような現状の中で、高齢者見守りの重要性がさらに高まってきています。高齢者の見守りについては町、自治公民館、地域住民、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民間事業者などが連携して行っていく必要があると考えます。

以上です。

○議員（児玉 助壽議員） 地域の高齢者や障害者の安否確認、子供の安全、災害への備えなど地域に寄り添う民生委員制度は平成29年度に100周年を迎えた。お上の命令には絶対服従という軍国主義の中で生まれた民主的な民生委員法によりその設置が定められ、地域の高齢者や障害者らの安否確認、子供の安全、災害への備えなど地域に寄り添う民生委員のその活動を全く知らない町民も多いと聞きます。民生委員は、子供やその家庭を支援する児童委員を兼ね備えており、地域の見守りが主な役割で、困った人を見つけたら相談に応じ、行政や関係機関につなぐ業務を担う厚生労働大臣から委嘱され、自治体長の復命のもとに公務を担う非常勤の地方公務員なのに、法制定100年以上経過した現在まで給料の支給はなく、無報酬ボランティアとしています。ひとり暮らしの高齢者が増加し民生委員の重要性が高まる一方、業務の負担感などから担い手不足が深刻化していることから、6月議会において担い手不足の解消策として民生委員の処遇改善を訴えてきたのでありますが、民生委員の任期は3年になっており、来年度2025年は改正期になっていることから、何らかの対応を講じなければ本町の定員数33名の民生委員に欠員が出ることが予測され、地域コミュニティの維持が危惧されます。11月臨時会においては、人事院勧告に基づき全国自治体職員の給与は上がり、また民間においても政府の介入により賃金アップが実現していますが、釣り合いを取る上においても処遇改善策をもって担い手不足を解消すべきではないのか、町長の見解を伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、担い手不足解消については日々の活動に必要となります交通費であったり電話代等の実費弁償としての活動費の上乗せが1つの方法であるというふうに考えられます。昨今の物価高に対応するためにも、県内の自治体の費用等を参考にしながら民生委員児童委員協議会と協議を進めながら処遇改善をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽議員） 不足を解消するため、厚生労働省は6月28日に委員の選任要件を緩和する案を有識者会議の初公開に示し、担当する市町村に住んでいる人に限定している要件を通勤で訪れる人や、かつて住んでいた転出した人にも広げることを想定したものになっていましたが、有識者から、地域住民が委員でなければ緊急時に対応できないとして慎重意見が上がり、秋に結論をまとめ、本年の通常国会に民生委員法改正案の提出を目指してい

るようですが、ひとり暮らしの高齢者が増加し民生委員の重要性が高まる一方、業務の負担感などから担い手不足が深刻化、2022年度末時点で全国定数24万人余りのうち、約1万3000人が欠員のため対策が急務となっています。業務の負担感などから担い手不足が進行しているのであれば、担い手の分母を増やしても業務負担が減少するわけではないので効果は期待できません。そういうふうに私は思っていますが、それよりも業務負担に応じて対価を支払う処遇改善策のほうが効果があるのではと思っていますところでありますが、民生委員法は民生委員の給与の支払いは法律違反となりますが、町独自案で地域支援委員として業務負担に応じ費用弁償等の対価を支払い業務負担軽減を図ることで、民生委員の担い手不足は解消できると思いますが、無償ボランティアの強制では進む高齢化社会での地域コミュニティの維持はできないとの思いで、校区自治公民館の運営補助金が増額され、公民館長の報酬も50万円増額されました。それなのになぜ民生委員の手当をそのままにしたのか、前東町長の真意を図りかねますが、民生委員の担い手不足の解消策は処遇改善策以外にないと自分は思っているところでありますが、町長の見解を伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今、議員がおっしゃられたように、国においても民生委員の選任要件の緩和策としてその地域の在住者だけでなく在勤者も民生委員として選任することができるよう検討を進めておりまして、令和6年度中にも結論を出すと言われております。ただし、要件緩和が本町の民生委員の担い手不足に、解消につながるかということは関係団体と協議を進める必要があるのかなと考えております。あとは、議員の言われる処遇改善と併せて物理的、精神的な負担軽減を図る対策を講じていきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽議員） 私も、この民生委員の不足については前福祉課長に懇願されまして推薦人となり、同級生の77歳の同級生に懇願して民生委員を引き受けてもらいましたが、彼女は国民年金だけの生活をしておりますので、脇から見とっても大変な生活を送っているのを見ると、推薦人としてのその責任の重さにさいなまされているところでもありますので、そういうちょっとでも暮らし向きが良くなればなと思っており、今回も6月の議会同様に質問したところでもあります。どうにか処遇改善をされることを期待して、この質問については終わります。

次に、空き家についてであります。近年、空き家が増加していることは担当課はもとより町長も先刻承知のとおりであります。高齢化が進み人口も減少し、高齢者のひとり暮らし世帯、子供たちが同居しない核家族世帯も増加し、ひとり暮らしの高齢者が死亡すると、それぞれ自宅を持つ家族はその世帯には帰ってこず、まして県外で生活している場合はほとんどといって可能性はなく空き家となってしまう。家に人が住んでいないと荒れてしまい倒壊するケースもあり、家族により事後処理についての話ができていればよいが、なかなか話し合いとなると難しい問題が起きていることも事実であります。家には家財道具もそのままに

され、売家となればその整理もあって大変であり、市町村の行政相談窓口の中にはそれに取り組んでいるところもあると聞きますが、何か良き解決方法を見出せないもののでしょうか。例えば空き家台帳を作成し、希望者を募集するなど県内外を問わず対応することはできないのか、町長の見解を伺いたい。

○まちづくり課長（稲田 隆志君） 空き家対策として平成27年から空き家バンク事業を実施し、川南町が運用している移住定住サイトを使って情報を発信しています。これまで、空き家バンクに34件の登録があり、そのうち21件、61.8%の契約が成立しています。今後も空き家は増加すると予測されますので、今年の2月に包括連携協定を締結しました、宮崎県宅地建物取引業協会の協力をいただきながら、まちづくり課といたしましては空き家の利活用を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽議員） そのような状況になっていけばいいのですが、通浜地区においては、東日本大震災のおかげで通浜地区は南海トラフ津波の発生が予測されますので、なかなか通浜地区に好んで住むという人はいませんので、空き家が非常に増えていて地区の防災組織で活動している私としても頭を悩ましている次第であります。空き家を放置したままにすると様々な弊害が発生し、隣近所の生活環境に悪影響を与えます。例えばシロアリが寄生、隣近所にそれがまた寄生して苦情が来たりしております。また、放置をしておくと野良猫やドバトの繁殖場所となり、糞尿による悪臭など環境衛生面での悪化、また、最悪な場合は漏電による火災、台風などの突風による倒壊によるうれしくもないもらい被害等、人災など数を挙げればきりがありません。できることなら代執行による解体処理が手っ取り早いのですが、問題は税による処分費用の回収となりますが、その更地の利活用などでは民間業者の知恵を借りれば回収可能となると思いますが、空き家対策室等を設置し官民一体となり知恵を出し合い、空き家解消策を講じていくべきではないのか、町長の見解を伺います。

○建設課長（黒木 誠一君） まず、行政代執行ということですが、行政代執行とは自治体が空き家の所有者に対し何度改善を要求したとしても対応しない場合、所有者に代わって放置されたごみを撤去したり空き家を解体し、その費用は後日、所有者へ請求されます。しかし、所有者が経済的に困窮している場合は費用を回収できず、自治体が負担しなければなりません。県の空き家研修会ではそこまで至らないように所有者と連携して安全対策や解体を促すよう努力するよう教えられます。議員がおっしゃいますように、宮崎市、都城市、西都市など民間の力を借りている自治体もございます。川南町では担当職員の努力によって危険空き家の件数は、平成28年度建設課が担当を始めた時点で19件ございましたが、その後解決した件数が41件ありまして、現在の危険空き家件数が19件ですので、現状維持でございます。川南町では、毎年度10月と3月に現状を確認した写真と安全対策措置についてということで、文書通知や電話連絡を相続人等に行って改善するようお願いしております。また、川南町空き家対策の推進に関する条例第9条の安全代行措置や、第10条の緊急安全措置を行っ

て対応も行っております。今後も、この対応で危険空き家が増えることのないよう努めてまいります。

以上です。

○議員（児玉 助壽議員） 課長の話ではあまり妙案がないようですが、今後ともいろいろ検討し、何か妙案を思いついて対応してもらえればと思っております。

次に、本題の元気アップ事業に関する質問に移ります。

元気アップ事業に関する6月、9月の両議会の同僚議員の議会だよりの一般質問の内容を見ると、議決の重さが分かっているのかと思わせる内容となっています。河野禎明議員は、9月議会において、1人の方が民間施設に行き介護予防体操の指導を受けると年間1人9万6000円がかかる、それを介護保険から全額補助されている、こんな介護保険の無駄な出費は認めるかと言っていますが、令和6年度の無駄な出費は彼ら7人が神様のように崇めた東町長が提案、6月まで執行したもので、無駄な出費を認めたのは全会一致で川南町介護保険特別会計を議決し、執行効力を与えた我々議会議員の責任であります。理学療法士のスキルもないのに金額だけ誇張し無駄使いと言っていますが、何を根拠に言っているやら、スキル対価支払金額だけ誇張し、介護保険料を払っている町民は怒っている。町長は介護保険を使うこの委託料を認めるのかと宮崎町長に語気を荒げて中止を求めておられましたが、会計独立の原則にのっとり、来年3月31日まで執行効力があり、行政は継続が基本であることから効力を消滅させることは法的瑕疵がない限り不可能であります。それほどに96条議会の議決は重いものであります。それが分からないで、よもよも議会議員が務まるものだと、質問する相手は前東町長で、私ではないと思いませんか。町長の見解を伺います。

○町長（宮崎 吉敏君） 児玉議員の質問にお答えします。

元気アップ事業については、令和6年4月1日から令和7年3月31日の委託期間で東高士元町長と株式会社サン・フューチャー・クリエイトの間で委託契約を交わし、現在も契約に基づき適正に運営がなされていると承知しておりますので、契約終了までは責任をもって事業を継続していただきたいと思います。

以上です。

○議員（児玉 助壽議員） 理由もないのに中止しようとしたら契約違反になりますので、中学校の基本計画を廃止と同様、違約金を払わなければならないことが宮崎町長はよく分かっておりますので、安心したところであります。この中で、1人年間9万6000円が拠出されているお金について無駄遣いなどとたわけたことを言っていますが、これは委託契約の業務成果に基づく対価の支払額で、医者には治療費を支払う行為と同じことで、全額介護保険料でまかなっていると言っているが、本事業は介護保険事業に関わる高齢者の高額療養給付費を抑制するために、生活習慣病を早期発見するために取り組んでいるワクチン接種や、特定健診などの予防医療の一環であることから、中止すれば国からのペナルティが危惧され撤退できないと思われますが、町長はどのような見解を持っておられますか。お伺いしたい。

○町長（宮崎 吉敏君） 国の予防医療拡充政策に乗っかり、元気アップ事業を引き続き継続していきたいと思っています。

以上です。

○議員（児玉 助壽議員） 河野議員は、元気アップ事業について介護保険の無駄遣いと言っていますが、それを紹介したのは自分であることを忘れていらっしゃるのだろうか。今回の町議選の見返り票を得るために中瀬議員宅に訪れ、こういった事業があると言って元課長の三角氏に紹介したと聞くが、それをきっかけに町のほうで行っていた類似事業が適正・適格なスキルを持った人物がおらず、頓挫していましたが、国の予防医療拡充政策に乗っかり再開しようとしていた矢先に、彼の経歴、大学卒業後けがや病気などで身体に障害ある人や障害の発生が予測される人を対象に、座る・立つ・歩くといった基本動作能力の回復や維持、障害の悪化を予防することで自立とした日常生活を送れるように支援するリハビリ専門職の理学療法士を志し、専門学校で学び国家資格を取得後、高鍋の山口整形外科病院に15年間勤務、一念発起後独立し現在のところで開業している。そのスキルに惚れ込み、町長、町執行機関が頼み込んで委託契約し、元気アップ事業は実施されています。彼のスキルについては、今年8月10日午後、宮崎高校グラウンドでラグビーのイベント中に心肺停止者が現れ、偶然にそこに居合わせた中瀬議員が心臓マッサージを行い、心肺蘇生を行うようにし……。

○議長（河野 浩一議員） 児玉議員。

○議員（児玉 助壽議員） はい。

○議長（河野 浩一議員） 通告書にない発言は許可しませんので、お願いします。

○議員（児玉 助壽議員） 質問にもなんぼでもさせたけれど、前例を作ってよ。そういうことを言ったらいかんよ、議長。

グラウンドに準備をしていたAEDを使用、緊急隊員到着が搬送、救命につながり、緊急時人命救助善行賞を表彰されたことは宮日で報道され、そのスキルの高さが広く県民の知るところであります。にもかかわらず利用料金一回2,000円は高い安いと町が言っておりますが、彼が設定したものでありませんし、病院の治療費が高い、安いと我々無資格者が判断できないのと同様で、1人1回2,000円、年9万6000円が高いという根拠はありません。今回、議員報酬を上回る収入を得ているから中瀬議員が兼業に禁止に当たると田中議員はほざき、彼の議員の資格審査特別委員会設置を求めましたが、中村議員から兼業の禁止に該当しないという資料が提出されましたが、それを覆す資料がなかったため、法的根拠はないと結論付けられましたが、あろうことか、法92条2項の審査を求めているながら倫理を問う声が上がりましたが、この人たちの倫理が問われるのではないかと思います。

中瀬議員は本町に頼まれ委託契約書を締結し、契約に基づきスキルを駆使し業務を遂行し、その成果の対価を得ただけであり、それが倫理を問われるのであれば、それを委託した本町執行機関も同罪となると思いますが、町長の見解を伺います。

○町長（宮崎 吉敏君） 先ほども答弁したとおり、町と株式会社サン・フューチャー・ク

リエイトとの委託契約は適正に締結され、本町の推進する介護予防事業として実施されているので、その責任を問うことは現時点では考えておりません。また、9月25日に提出された中瀬議員への資格決定要求書は、提案された田中議員が弁護士等法的に詳しい方に相談の上、法的根拠を明確にして上程、もしくは議会の全員協議会等で協議、審査を経て提案すべきではないかと思います。

以上です。

○議員（児玉 助壽議員） 町長の答弁では適正に処理されているという答弁でありましたが、田中議員は6月の議会において年間ベースで68万6000円が不正請求された可能性があるかと断言していますが、川南町介護保険特別会計予算決算認定における監査委員の監査報告においてこのような事実は報告されていないことや、先ほどの町長の答弁で分かるように、こういう事実は確認されておらず、本会議においても全会一致で議決承認されているのにもかからず、可能性のみであたかも不正事実があったように本会議で一般質問し、中瀬議員の個人名を出し、非難し、議会だよりに掲載し、全町民に配付しました。選挙ビラで不特定多数の住民にも配付し続けていました。こうした可能性で個人名を挙げ、不正を断言する行為は冤罪を生むもので、今回、議会意見箱にこのような答書が投函されております。中瀬さん、あなたは町民の税金保護だけで生活しているのですね。羨ましいです。議会を解散させて自分の罪をうやむやにしようとしていますね。そこまでして町民から税金を搾取しようとしているのですね。恥ずかしい。きちんと調べてください。お願いします。と住民監査を請求するような答書が届いております。

○議長（河野 浩一議員） 児玉議員、あと1分ですけど、これは一般質問です。執行部に対する質問をお願いします。個人……。

○議員（児玉 助壽議員） 個人を非難、これは一般質問した、なんを取り上げて言よつとやがね。あなたは、この質問をさせとったがね。

○議長（河野 浩一議員） 執行部に対する質問だけでお願いします。

○議員（児玉 助壽議員） 分かりました。こういう質問は、こういうなんはこれを放置すれば町執行機関はもとより、町監査委員及び中瀬議員個人、家族の信頼、名誉を傷つけるばかりか、6年度委託契約を締結され死亡されました東前町長の名誉を傷つけ、死者を冒瀆する行為となります。したがって、こうした行為については法的措置も辞さず、厳正に対応し、関係者の名誉を守ってやるのが町を統括する町長の責務と思いますが、町長の見解を伺います。

○町長（宮崎 吉敏君） 児玉議員の質問にお答えします。資格決定要求書は、児玉議員もおっしゃいました、議員の人生を左右し、家族や仕事にも影響を与える、とても重いものがあります。提出に当たっては十分な配慮が必要であると考えます。ここでなかなかちょっと私の思いを伝えるのが難しいと思うんですけど、先ほど議長もおっしゃいました。これが、今年7月16日に川南町議会会議中における議員の発言内容について申し入れということが議

会の中に示されております。この中で、一般質問は議員主導による政策論議であり、大所高所からの政策を建設的立場で論議すべきであること、また、能率的会議運営が必要なことを十分理解して、簡明でしかも内容のある次元の高い質問を展開したいものであるとあります。また、町民に選ばれた議員として重要な責務を負っていることを自覚し、個人的な感情を抜きにして川南町の政策、制度の課題についての争点、提起の場となることを期待します。と締めくくられています。いま一度、この内容を確認していただけたらと思います。また、私の考えです。あまり私が議会に対して言うことはできないと思うんですけど、今回、感じたことを述べさせていただきます。

議員同士は、議会を運営する仲間であり、お互いに各議案に対し議論を重ね、より良い結果を見出すために様々な角度から意見を発表する。議会の場で意見の合わない議員に対立を煽るような言動は控えるべきであると思います。

私は、9月の定例会での所信表明で議員の皆様にも一緒にすばらしい川南町を築くために力を合わせていきましょと述べさせていただきました。この考えは今も変わりません。建設的な議論の場にしたいと願っています。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） しばらく休憩します。

午後の会議は1時15分からとします。

午後0時01分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、三原明美議員に発言を許します。

○議員（三原 明美議員） 三原明美です。通告書に基づいて質問いたします。

12月3日に、町長より川南町の農場で、12月2日鳥インフルエンザが発生したので、対応・防疫対策等のため、一般質問について取り下げもしくは質問内容を絞ってほしいと言われましたが、一般質問までには1週間ほどありましたので、様子を見て取り下げますと伝え、今日までに2例目が発生しておりませんので、質問を取り下げませんでした。このまま、鳥インフルエンザがおさまることを願うばかりです。

また、現在、議会解散請求が出ていますので、今後どうなるか分かりませんので、悪臭問題、公営塾の問題をお含みおきをいただくため、質問させていただくことにいたしました。

では、悪臭問題について質問いたします。

9月の定例議会にて、環境課長が「毎回臭い問題について質問いただいていて、毎回お答えさせていただいています」と言われました。この悪臭問題については、改善されるまで、

私としては質問していきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そこですが、9月の定例議会のとき、私が町長に、この悪臭問題についてどのように取り組んでいかれるのかと質問いたしました。そのとき町長は、「根本的な悪臭を改善する方法、つまり科学的な方法が確立されていないのも事実だと思っています。今後は、やはり悪臭というものについては、しっかりと対策を打ってまいりたいと思います」と言っていたのですが、では、しっかりと対策を打っていくとは、どのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

あとは、質問席にていたします。

○環境課長（甲斐 玲君） ただいまの三原議員の質問にお答えいたします。

これまで、家畜排せつ物法の制定が平成11年にありまして、野積み、素掘りといった問題が、これまで随分と解決されてきております。また、畜産農家等におかれましては、費用と労力と時間をかけて、適切な対応を行ってきていただいている農家もたくさんあります。随分と、川南町の臭いというのも減ってきたと思っておるところですが、これが全くなかったというわけではありませので、これからも役場のほうに問合せがあれば、現地に赴いて、指導なり協議をしていって、解決に向けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（三原 明美議員） 随分臭いがなくなったということですが、私の耳に聞こえてくるのは、そういう話はほとんど聞きません。「もう臭くて臭くてたまらん」、何回も言いますが、「もう御飯も食べられん、洗濯物も干されん」って言われているのが事実でございます。対策もされていると思うんですが、今のところ私のほうには聞こえてきておりません。川南町にとってこの悪臭問題は、本当はすぐにでも解決すべきことだと思います。

ところで、9月定例議会で町長が言われました、「悪臭については、様々な今までテスト等も行い、その結果が当町に生かされるかということも行っています。ただ、そのことに対して、事業者の方々が設備投資であったり、そういった手間暇等も含めて、なかなか現実に実行に移すという大きな壁もあります。そういったことも含めて、一番いい根本的に臭いを除去するという手だてがあれば解決できることじゃないか」と言われましたが、まさしくそのとおりです。根本的に悪臭を除去する手だてがあれば解決するんです。だから早く手だてを見つけてくださいと言っているんです。町民はこの悪臭に苦しんでいるんです。

町長は大きな投資とかが必要とか、ランニングコストも事業者にかかるとか言われますが、もちろん町長がおっしゃっていることも分かるのですが、悪臭に苦しんでいる町民の方はずっと我慢してきているんです。畜産業を営んでおられる皆様のためにも、悪臭に苦しんでおられる町民の皆様のためにも、一日も早く対策を考えていただきたいと思います。

また、町長は非常にここについては、「当事者の方々を含めて、しっかりと話し合いをしながら進めていかなくちゃいけないと思っています」とも言われていますが、この話し合いはどのように進めていかれるおつもりなののでしょうか。

○町長（宮崎 吉敏君） 三原議員の質問にお答えいたします。

この問題については、当事者の方々、また行政との話合いの上で解決していくものと承知しております。まだ、当事者との話合い、私個人的に町長としての話合いは行っておりません。ただ、環境課においては、それぞれの事業者の方々と話合いを進め取り組んでおります。以上です。

○議員（三原 明美議員） 私が、9月の定例議会で提案いたしました悪臭対策協議会設置をするべきではないかという質問で、町長の回答は「しっかりと担当課と協議しながら、設置するかということに関して判断していきたいと思います」と言われましたが、今、環境課さんと協議をさせていただいているところなんですね。話しはどのような内容で進めていらっしゃるのでしょうか。

○町長（宮崎 吉敏君） ただいまの三原議員の質問にお答えします。

悪臭に特化した協議会等については、設置をとというのは、今現在、考えておりません。本町には、川南町公害防止条例に定められています公害対策審議会が設置されています。悪臭だけではなく、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下など、公害につながりそうなケースが発生したという時点において、適切に対応することとしています。

以上です。

○議員（三原 明美議員） 公害審議協議会ですか、それが設置されているということですが、そこで悪臭問題がどれくらい話されているのかも私は知りませんが、町長は御存じですか。その悪臭問題についてですけど、どういうことが話されているのか。

○町長（宮崎 吉敏君） 公害対策審議会が設置されていますが、その会合等にまだ出席したことはありません。また、特に匂いに特化した審議は、今のところ私では図りかねます。以上です。

○議員（三原 明美議員） 9月の定例議会が終了後に、私の一般質問を聞いて、町民の方から、悪臭対策協議会をぜひとも設置してほしいという声が聞こえてきました。その方が知合いの方々にも声をかけられたところ、作るべきだと言われたそうです。川南町民のたくさんの方が、協議会の設置を望まれておられると思います。

悪臭対策協議会の設置、まず、悪臭に対してはそこからではないかと思うんですが、町長、ぜひともこの悪臭対策協議会を設置してほしいと思うのですが、その考えは全然ないのですか。

○町長（宮崎 吉敏君） 先ほどもお答えしたとおり、公害対策審議会等で協議、審議されるものと考えております。

以上です。

○議員（三原 明美議員） ぜひとも、この悪臭問題について話合いを持ってほしいと思います。

それと、9月の定例議会でお聞きした「えひめA I—1」のことですが、私が「えひめA

I－1」の取組をなぜやめたのかの質問に、環境課長が、「この取組は、当時、口蹄疫後の緊急雇用の創出の一環として取り組んだ模様。畜産関係等の事業者が、雇用や委託等により、一時的に他の事業に従事することで生活をつなぎ、畜産関連事業の回復につなげたものであったようだ。このため、畜産業に由来する匂い問題の解決の一助として、試験的に取り組んだという経緯」とおっしゃってくださいました。

そこで、あれはあくまでも口蹄疫の緊急雇用が目的だったということでしょうか。

○環境課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えします。

はっきりと、ちょっとそのことについては調べていないんですけども、口蹄疫発生後に畜産農家が事業ができなくなっている状況であったので、たしか国から助成金、補助金みたいなものが降りてきたのを雇用につなげるためのもので、試験的に行ったというふうに解釈しております。

以上です。

○議員（三原 明美議員） そしたら、試験をされたんですかね。その試験は、どれくらいされたかの期間とかも、その結果などは、全然、調べられなかったのでしょうか。

○環境課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えします。

9月議会のときにちょっと調べて、試験の結果等の確認はしたところなんですけど、本日の質問の中にそのことが書いていなかったの、今、手元に資料がない状態です。

以上です。

○議員（三原 明美議員） 後ほどでも、試験の結果を持ってきてくださるとありがたいと思います。

9月議会が終わった後に、環境課長がこれは商品化されていて、「えひめA I－1」ですが、特許がとられているので、作ることはできるが販売することはできないと、環境課長が言われたと思うのですが、そのような理解でよかったんですかね。

○環境課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えいたします。

私がお伝えしましたのは、「えひめA I－1」というのが作られた当時、商標登録がされておるようでして、現在でも愛媛県のホームページから入っていたと思うんですけども、そちらで確認すると、今は「えひめA I－2」というのができておりまして、この商品につきましては「えひめA I－1」のときに商標登録をしている製品ですというふうに記載されています。

以上です。

○議員（三原 明美議員） まず「えひめA I－1」なんですけど、愛知県の産業技術研究所が開発した「えひめA I－1」は、納豆とヨーグルトとドライイーストと砂糖の食材菌で作られた環境浄化微生物、これを開発された方は、曾我部義明さんという方で、少しでも「えひめA I－1」が広まるようにと特許を取られなかったそうです。

だから、自分で作ることができるし、名前を変えれば売ることもできるとお聞きしたので

すが、このことは御存じではなかったのでしょうか。

○環境課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えします。

あくまでも商標登録でありますので、今言われた事実につきましては把握しておりました。以上です。

○議員（三原 明美議員） 私が調べたんですが、「えひめA Iー1」は曾我部さんが少しでも広めるために商標登録はしていない。しかし、商標登録の名前を変えたら、「えひめA Iー2」っていうのは商標登録がしてあるということを教えてもらったんですが、だから「えひめA Iー1」を使って川南町が他の名前で出すことはできるんじゃないかと思うのですが、また調べてみてください。

それと、当時の役場の環境の担当の方にお話を聞いたのですが、担当の方も川南町の匂い問題をどうにかしたいという思いがあったそうです。そして、担当の方はたまたま本で「えひめA Iー1」を知り、自分で作り広めていかれたそうです。

もちろん、先ほど行政が取り組んだ事業にも関わり、畜産農家などに配布されたそうです。結構評判も良く、このまま畜産農家が使ってくれると川南町の匂い問題が随分良くなると思った矢先に異動となり、そこで立ち消えとなってしまったとのことでした。

しかし、今でも「えひめA Iー1」を自分の周りでは作っておられ、是非とも川南で使えるようにと奮闘されています。現に、婦協さんには作り方を教えられたそうです。川南町としても、このすばらしい「えひめA Iー1」を普及させるべきだと思うんですが、町長はいかがでしょう。

○町長（宮崎 吉敏君） 当時の「えひめA Iー1」について、担当者の方が一生懸命、町の倉庫等を使って実証実験等を行っていらっしゃいました。そのことについては、しっかりと私もその経過も確認しております。

ただ、先ほど環境課長が申しました商標登録という問題も含めて、この効果があるということが、いかにどれだけ農家の方々にそれが普及できるのか、また効果が拡大するののかということに対しては、それぞれその事業が終わった後に当事者の方々が判断なさったと承知しております。

そういった中から、逆に、その時の当事の担当者は、家庭内生ごみ等の処理について非常に効果があるというお話も私は聞いております。これが、実際に農家の方々にどれだけの費用対効果等を含めて、どれだけの結果が生まれるかということに関しては、農家の方々の判断に関わっていると思います。

以上です。

○議員（三原 明美議員） たしか9月だったと思うんですが、農家の方がそれを今でも使われていて、効果が出ているという話を聞きました。先ほど町長が言われたように、家庭内からのごみには効くんじゃないかとおっしゃいましたが、畜産関係にも効くということを前の担当者の方が言われていたんです。

そこで、私が思うには、行政が取り組んでいただくのが、予算も持っていってほしいので一番いいと思うと同時に、町民でできることは町民でという思いもあります。いつも悪臭について早く何とかするべきだ、行政に訴えてきました。今日も今も訴えています。

しかし、私も訴えるばかりで、私自身としては何もしていない。行政任せでいいのか、何かしないといけないのではないかと、このままでいいのかと思った矢先に、この川南町で「えひめA Iー1」を広めたいという思いの方と出会い、この「えひめA Iー1」を町民から広めていってもいいのではないかと考えています。

一度はやっていた「えひめA Iー1」、もしかしたら効果が出るんじゃないかと言われたその以前の担当者の方、ぜひとも復活させて環境に優しいまちづくりに取り組んでいくためには、ほんの少しの経費でできる「えひめA Iー1」の推進事業を町民が立ち上げていって、それもいいのではないかとこの思いもあります。

11月25日に議会報告会がありました。その時のアンケートの御意見の中に、臭い問題のことが書いてありました。その内容は、「川南町の臭い問題ですが、それを言われたら畜産関係は仕事できません。行政にああしろこうしろと言わず、畜産農家を御自分で回って、話を聞いて回ってください」と書いてありました。おっしゃるとおりです。私は行政だけを責めてきて、自分では何一つやっていません。そここのところは本当に反省しています。

そこで、私は、ぜひともこの「えひめA Iー1」を広めていきたいと思います。今後、私も農家さんに聞き取り調査に行き、どのようなことをされているのか聞いて回りたいと思います。

そして、やっぱり行政の力も必要ですので、現に悪臭に苦しんでおられる方々もおられます。行政の方々が苦情がきたら、悪臭を出している当事者に注意されるのも大事だと思いますが、根本的に臭いが少しでもなくなる方法はないか、常に模索していくこともとても大事で、やるべきことだと考えます。「えひめA Iー1」がいいならば試してみる。土着菌がいいなら試してみる。そういうことをやるべきだと思います。

そして、私たち町民も自分たちでできることを、小さなことから少しずつやるべきだとも思います。その結果、快適な生活環境が戻れば言うことなしです。

アース製薬さんの取組もいいと思いますが、多分多額の経費がかかると思います。全部の農家が使えるはずがありません。悪臭の町から脱却するためにも、いろいろ模索するべきです。

そして、町民も行政も一丸となって取り組んでいただきたいと思います、町長もう一度お願いいたします。いかがでしょうか。

○町長（宮崎 吉敏君） 三原議員の質問にお答えします。

この臭いの問題というのは、私個人としては、町長の立場で言えば、当事者の皆さま、それと行政、一緒に力を合わせて解決すべきものと考えています。

環境課においても、いろんな方々からの御意見を賜りながら、川南町にとって一番いい結

果を生むものは何かということを、日夜考えて努力されていると存じております。

ぜひ、この問題は、町民の理解があり、また当事者、そして行政、しっかりと力を合わせてやってもらいたいと思います。

以上です。

○議員（三原 明美議員） それです、町長。ぜひとも、悪臭対策協議会設置をまず一番に考えてください。

次に行きます。

次に、公営塾について質問いたします。

9月の定例議会で、公営塾設置について質問いたしましたが、そのとき町長の答弁は、「義務教育である中学校、小学校がどこまでの範囲でできるかというのは、ある意味では限られているんじゃないかと感じます」と頂きましたが、ある意味で限られているのではとはどういう意味なのか、もっと詳しく説明していただけますか。

○町長（宮崎 吉敏君） 三原議員の今の質問をちょっと確認したいんですが、公営塾についてですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

ただいま、当川南町では、中学校、唐瀬原中学校、国光原中学校に対して、塾の先生の協力を得て実施しています。このことに関しては、公営塾の先生方には非常に前向きな、また、金額等も考慮していただき、実現できていることだと思っています。

また、これのことについては、小学校含めてということになると、義務教育の範囲内でやるべきことというのが、ある程度限られてくると思っています。

ですから、学習塾等については、学校、それから保護者、PTA、そして、それに携わる人に、ちょうど話合いがかみ合う、そういった結果でないと進められないと思っています。

ただ、子どもの教育、学力向上ということに関しては、しっかりと考えてまいりたい。このことについては、教育委員会に決定することですが、それに対しての町としての支援というものは、充実していきたいというように思っています。

以上です。

○議員（三原 明美議員） 教育長に質問いたします。

義務教育での公営塾設置は難しいものなのでしょうか。

○教育長（長曾我部 敬一君） 三原議員の今の質問に対してお答えがあるんですけども、それちょっと申し上げてよろしいでしょうか。

（中断）の推進について、子どもたちの学力向上に日夜努力されていることにまず敬意を表します。（中断）切れちゃった。失礼しました。もう一度。最初のほうは、もうよろしいですね。

川南町におきましては、中学3年生を対象に公営塾の取組を行っております。毎週水曜日に英語と数学を隔週で行っており、受験を控えた中学3年生への支援ができ、現在の取組に高く評価しております。

この取組以外にも、子どもたちが勉強する環境を作ること大切だと思いますが、川南町の現状を見つめ直し、川南町で実施できる方法を模索しているところです。

狛江市の取組について、教育係長がいろいろと情報を持っておりますので、それを述べさせていただきますと思います。

以上で、よろしいでしょうか。

○議員（三原 明美議員） 狛江市の方は、私たちが文教のほうで視察いたしましたので、後でまたお聞きしたいと思います。

町長に、またお聞きしたいんですが、9月の定例議会で、この公営塾そのものは非常に好ましいとおっしゃっていただきました。それでは、川南の子どもたちの学力アップのためには、町長としてはどうしたらいいとお考えですか。

○町長（宮崎 吉敏君） 三原議員の質問にお答えします。

当然、学生については、学校の学びが重要だと考えています。また、その次にやはり家庭、自宅に帰ってからの自宅の勉強、そういった自主的に子どもが学ぶという世界が非常に必要じゃないかなと思いがしています。

また、公営塾等については、先ほど言いましたが、狛江市の場合は、PTAが中心になって立ち上げたということです。宮崎県内でも、高校でPTAが中心になって立ち上げた補習課というのも過去ありました。今現在、もうそれは運営なされていません。

そういったことも含めて、そこに講師として携わっていただける方が可能ということになれば、その話は前向きに動いていくのかなと思っています。

川南町については、大学等の設置が宮崎、延岡等に行かないとないということも含めて、できればそういったのが施設があれば、そこの在校生等をお願いするというのもあり得るのかなと思います。

ただ、もう一つは教職員の経験者の方、OBの方々がそういった取組に積極的に参加することであるなら、可能性は高いと思っています。

以上です。

○議員（三原 明美議員） 川南町も経済格差が教育の格差にならないように、また行きたいと思う学校に行かせてあげられるように、学力を付けさせてあげたいと思うのですが、そこで私たち文教産業常任委員会で、10月29、30、31日と東京都の狛江市の公営塾の視察研修に行かせていただきました。

狛江市は、東京都の多摩川地区東部に位置する市で、東京都区部に接し、ベッドタウン的な性格が濃く、多摩川をはじめとする自然が多い市です。人口8,167万人です。

学校の課題と行政が提供できる手段をつなぎ、放課後学習教室という解決方法をコーディネーターすることで始まった地域未来塾、今回、視察研修させていただいた狛江市の狛江第5小学校は、地域・関係者主導系で、対面の学習指導が必要な児童が多く、教員の負担を増やさず、学習支援を行う機会が欲しいということで、行政の声掛けで地域の方が立ち上げ、

予算の確保、地域の方、大学生が登録をして、週に1回だけ基本に算数の不安をなくすことを目標とし、高学年に進級しても困らないようにしていく。そこで宿題をしてもいいし、宅習、本を読んでもいい、まず勉強する姿勢を学ばせることが大事。しかし、地域コーディネーターの方によると、本当に来てほしい子どもではなく、ほとんどが頭の良い子どもが主、勉強嫌いな子どもをどうしたらいいのかが課題とのことでした。

私も地域の方が主体となり、放課後学習や授業中の先生方のサポートができるような地域コーディネーターを作るといいと思うが、そう簡単にできるものではないとつくづく実感しました。何と言っても地域のリーダーが必須、保護者の協力に予算の確保がとても大事とのこと、先ほど町長が言われたのと同じだと思います。

そして、子どもたちの様子はというと、学校と家の間の場所を楽しんでいる。先生でもない、家族でもない大人と関わりを持つ。大学生と仲良くなり盛り上がる。教室で分からないままに過ぎてしまう疑問点を、大学生や支援スタッフが隣に座って一緒に考え、教えてもらい、分かったにつながる経験。保護者の声としては、ネガティブな声は聞こえない。自分の子どもが理解していない部分を伝えておき、指導してもらえる。学力については、学力の変化をみる試みはやってはいないが、授業中に分かったことが解決しているし、ちょっとしたコツを理解することもできる。

このような取組について、町長どう思われますか。

○町長（宮崎 吉敏君） 教育に関することについては、教育委員会が主導しているものと承知しています。ただ、先ほど私が言いました、やはり子どもが学ぶ、自主的に自分で学ぶという環境を、学校、もしくは家庭、地域で醸成していくということには非常に興味を持っています。そうあってほしいなと思います。

以上です。

○議員（三原 明美議員） 今回の視察研修は、私が思っていた公営塾とは少し違いましたが、地域の方々が協力していただき、地域の方を中心とした保護者と先生とみんなで子どもを育てる、こういう学習支援、教育長はどう思われますか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

川南町におきましても、地域学校共同活動というのは行われているところです。

今、主には学校のほうに入っていき、赤ペンで丸をつけたりと、家庭科の時間に支援を行ったりとかしているところなんですけど、このような狛江市の活動、こういったのも参考にしながら、今後の活動につなげていくといいかなとは思っているところです。

やられている放課後学習教室のほうも、学校の授業終了後または休業日に、学校または社会教育施設等で行うという学習という位置づけがされているところです。どこで行うかとかを含めて、あとどなたが携わっていくか、そういったのを今後、いろいろ協議しながら深めていくといいかなとは思っているところです。

以上でございます。

○議員（三原 明美議員） 川南町でも、放課後子ども教室というのがあるんですかね。あれはどのような活動されていますか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

放課後子ども教室のほうは、各学校の実施しているのが、自治公民がお借りして実施しているんですけど、小学生の児童の皆さん、希望される方を募って、毎週水曜日にということで、いろんな体験とか学習とかをやっているところなんです。文化面とかではなく体を動かすようなこともやっております。

こちらのほう、コーディネーターのほうが計画を立ててということで、いろんな方に御協力、要請を行った上で、毎週実施をしているところなんです。

以上でございます。

○議員（三原 明美議員） 川南町も、しっかりとそういうことをやっていらっしゃるんですね。それをもう少し学習のほうに力を入れていただいて、広げていっていただけるといいなと思います。

川南町でも学力アップのために、ぜひとも、川南町独自の公営塾に取り組んでいただきたいと思います。課題も多いと思いますが、経済格差が教育格差にならないように、行ける学校ではなく行きたい学校に行けるように、子どもたちに自信を持たせようではありませんか。公営塾設置、保護者の方もきっと望んでおられると思います。

次に行きます。

次に、災害時の対策について質問いたします。

10月22日、川南町に線状降水帯が発生し、土砂災害警戒情報や避難指令が発令されました。この線状降水帯による大雨によって、毎年、全国で数多くの莫大な災害が発生しています。

そこで質問ですが、11月22、29日の臨時議会で専決されています農地課の用排水路、農道の修繕10カ所、また、建設課においては、町道の維持補修など、専決が出ていました。

10月22日の大雨のときの川南町の状況はどうだったのでしょうか。また、その時、行政はどのように動かれたのでしょうか。

○町長（宮崎 吉敏君） 10月22日に発生した大雨による対策ということですが、当日15時、対策本部を立ち上げ、2カ所、土砂災害のレベルが3から4というのが予測がでていました。

その時点で、対策本部で、その地域にいらっしゃる高齢者の避難を地域の防災無線を通して、避難所の開設を発表いたしました。高齢者の方々がいち早く避難していただくということが大事だということで、改善センターのほうに避難所を設け、そちらのほうに移動していただくように、防災無線で案内をいたしました。

結果的には、この台風のとくと違って避難された方というのは、前日1世帯、お1人です。

それから当日、延岡の方が宮崎から延岡に移動中、10号線が事故等によって冠水、事故等によって通れない、渋滞しているということも含めて、迂回路に回られた方が、夜、暗い中で運転していて、水が道路に出ているということも含めて、何とかクリアできるだろうとい

うことで入られました。

ところが、深さが腰に至るぐらいの深さになって、身動きが取れない状態でした。このとき、たまたま川南町の消防団がその近辺にいらっしゃいましたので、その方を救助、避難ということで、避難所に1名の方を御案内しました。合計2名の方の避難所に収容することができました。

被害状況については、床上浸水1件、床下浸水2件、道路への流出や路肩崩壊など、道路に関する被害が35件、その他、農地、のり面の流出などがあり、被害の対応については、関係課が県、その他関係機関と連携し、復旧に向けた対応を行っているところであります。

災害対策本部としての対応については、先ほど言いました高齢者等の避難については、いち早く決定し、被害が想定される地域に、先ほど言いました防災無線等を通して案内をしたところです。

今後におきましても、激甚化、頻発化する気象災害や地震災害について、正確な情報収集に努めるとともに、災害対策本部などでの災害対応方針を決定しながら、町民の安全のために情報提供を行ってまいりたいと思います。

また、迅速な災害対応に備えるため、職員に対する初動対応訓練などを実施し、役場全体で災害対応の強化を図ってまいります。

以上です。

○議員（三原 明美議員） 大変な思いをされたんですね。私の知人が動画を送ってきたんです。JAさんのAコープの周りの駐車場ですか、あそこが湖のようになっていた、あれは何が原因だったのか。また、商店街の道路も川のようになっていたと聞いたのですが、あれは何が原因だったのか。また、セブンイレブンの前も、今、何か工事されていますけど、水が溢れていましたが、あの原因は突き止められているのでしょうか。

○建設課長（黒木 誠一君） 現在の道路に関する道路構造排水指針により、道路の排水は設計されております。道路側溝は、一般的には降水確率3年を採用しているものが多く、近年の、この前の豪雨のような短時間の集中的な豪雨により、一時的に排水能力を超え、側溝があふれる状況が町内の広い箇所で確認されております。

また、木の枝や草、ごみなどが詰まり、流れを阻害して溢れることもございます。

今後は、緊急性、必要性を考慮しながら、特に今言われたような、民家とかJAさんとかセブンイレブンとか、その他また近隣農地も含め、影響を考慮しながら側溝整備を含め、道路改修時の設計基準としたいと考えております。

以上です。

○議員（三原 明美議員） 被害が出ないように、早め早めに措置をお願いしたいと思います。

それと、その町道とか農家の方々のそういう災害被害の関係で、町民の方が困っておられるところがありますか。道路が通れないとか農作業ができないとか、そういう大変な思いを

されているところがありますか。

○建設課長（黒木 誠一君） 台風や豪雨の場合は、町民からの連絡を受け、建設課は交代で待機して、災害場所の連絡を受けています。

災害時直後は確かに通れない箇所がありますけれども、川南町を東西南北に4分化し、状況を見ながら事前に待機をお願いしている土木業協会とともに、建設課職員もパトロールを行います。それで、災害箇所の把握と安全措置の緊急対応を行います。そして、特に大きい災害については、カラーコーンや通行止め看板にて対応して、その後の災害対応や工事にて対応いたします。

このように、常時点検する以外にも、災害時に対応できる体制を整えているところでございます。

以上です。

○議員（三原 明美議員） 私が聞いたのは、その災害で、今現在困っていらっしゃる方はいらっしゃるかどうかということを聞いたんですが。

○建設課長（黒木 誠一君） 今後、災害申請予定の運動公園の下にあります垂門甘付線の町道は、半分しか通行ができないような状態になっておりますので、困っておられる方もいらっしゃると思いますが、これは災害認定した後、対応していきたいと考えております。

以上です。

○議員（三原 明美議員） 災害が発生したときの消防団と建設業とか民間企業との連携はどうなっていますか。そういう応援協定ですかね、そういう締結はされていますか。

○総務課長（小嶋 哲也君） 三原議員の御質問にお答えします。

消防団とかそういったものの連携ということですが、災害が発生した場合は災害対策本部等を立ち上げますので、そういった中で関係機関、消防団とかと連携を取りながら、対応していております。

以上です。

○議員（三原 明美議員） 建設業の民間企業とかはどうですか。

○建設課長（黒木 誠一君） 先ほどの御質問の中にもお答えしましたが、川南町を東西南北に4分割して、川南土木業協会と協定を結んでおりますので、事前に待機をお願いして、建設課の職員も同時にパトロールするように行っております。

以上です。

○議員（三原 明美議員） この線状降水帯が発生しているとき、防災無線はどのように、さっきちょこつと言われたんですが、どのように活用されていたんでしょうか。

○総務課長（小嶋 哲也君） 三原議員の御質問にお答えします。

防災無線の活用ということですが、いち早く気象情報、そういったものの収集に努めて、できるだけ早くそういった避難を要する地区に対して、戸別、地区別に防災無線を放送、流したところであります。

以上であります。

○議員（三原 明美議員） 町民の方が言われたんですが、「いち早く防災無線を使い、情報を流して欲しかった」「例えば、Aコープのところが湖のようになっているのを防災無線で知らせてくれたら、買物に行かなかったのに、大変な思いをした」「またトロンの町が川のようになっていたと知っていたら、他の道を通ったのに」などと言われましたが、行政はこのような状況を把握されていたんですよね。それで、そのような状況を町民に教えるべきではなかったのでしょうか。

○総務課長（小嶋 哲也君） 情報で知り得る範囲では周知しておりますけれども、今回のような道路が冠水している箇所とか、そういった個別の把握はなかなか困難なところがありますので、対応がちょっと難しいかなというふうに考えております。

○議員（三原 明美議員） 災害が発生したら防災無線を使い、町民の皆様に情報を速やかに流して、町民の皆様の安全を確保していただきたいと思いますが、町長、防災無線、活用いかがですか。

○町長（宮崎 吉敏君） 三原議員の質問にお答えします。

先ほど言いました土砂災害レベル3からレベル4で、私たち対策本部で打ち合わせをした中で、全町に防災無線で発信すべきということと、それから当地域に発信すべきじゃないかという御意見がありました。

その中で、対策本部で考えたのは、町内全域に避難所が開設されましたということを発信することによって、逆にその対応が、被害が想定できないところの方々も避難してきたりとかというのがあるということも含めて、今回の場合は当該地区に災害無線をとということで対応しました。

中には、先ほど三原議員がおっしゃった全町に発信すべきじゃないかという御意見も後ほどいただきました。そのことについては、今後の課題として、対策本部立ち上げるときにみんなで協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議員（三原 明美議員） 町民の安全を考えて、速やかに防災無線でお知らせください。

それと、小学校、中学校の子供たちへの対応はどうされたのでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

22日の大雨時には、もう児童生徒のほうは下校を済ませておりました。人的被害等の報告というのは、上がってきておりません。ただ、台風等も含め、気象状況に応じて校長を中心に学校で対応して、児童生徒の登下校の安全確保というのは務められているところです。

主に台風対策にはなるんですけど、場合によっては校長会で集まって対応を協議したりとか、万全を期して安全確保には務めているところであります。

以上でございます。

○議員（三原 明美議員） ぜひとも、子供たちの安全な確保をお願いいたします。いつ来

るか分からない災害、町長、どうぞ災害に強い町をぜひともつくっていただきたいと思います。

次に行きます。事業の継続について質問いたします。

子ども・子育て支援制度は、幼児期の学校教育や保育の子育て支援の量の拡充や、質の向上を進めていくためにつくられた制度です。必要とする全ての家庭が利用でき、子供たちがより豊かに育っていける支援を目指し、取組を進めていますと国が言っています。

そこで、現在、川南町で実施されている子育て支援事業の継続について質問いたします。

令和6年度に実施されている子育て支援は、どのような事業があるのかと思い調べてみたのですが、この子育ての冊子を河野福祉課長にいただきました。見せていただくと、たくさんの支援をいただいています。

その中で、今回質問させていただきたいのが、昨年度からの給食費の無償化、18歳までの医療費の無償化、今年から実施された小学校入学御祝金5万円、中学校入学金御祝金10万円は、令和7年度も継続していただけるのでしょうか。

○町長（宮崎 吉敏君） 三原議員の質問にお答えします。

現在、福祉課で実施しています子育て・支援事業は、保育所に通う子供の保護者の負担を軽減するため、保育料を国の基準額の半額程度としています。また、保育施設に通う3歳以上の子供の副食費についても、助成を行っています。子育て世帯の大きな負担となる医療費についても、18歳までの子供の医療費を1診療報酬当たりの一部自己負担をなくし、令和5年4月からの無償化としております。

事業の継続についての御質問ですが、これらの事業については、子育て世帯を応援する意味で継続する予定としております。また、小学生、中学生の入学御祝金に関しては、継続するという考えでおります。ただし、何のためにこういったことに対して、それだけの費用を支援するのかというのが、今年全く示されておりました。そこは明確にして、そのためにこれだけの支援をいたしますという形で、入学時の小学生5万円、中学生10万円ということの支援を行っていきたいと思います。

以上です。

○議員（三原 明美議員） ありがたい話だと思います。

ところで、この無償化によって、令和5年度の18歳までの医療費の無償化は、令和5年度はどれくらいの予算を使われたのでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

令和5年度の子供の医療費助成の実績ということなのですが、人数が延べ人数で2万9690人、金額が6860万5514円となっております。

以上でございます。

○議員（三原 明美議員） ありがとうございます。この医療費の無償化と、給食費、御祝金、これは財源はどこから出ていますかね。

○議長（河野 浩一議員） 暫時休憩します。

午後 2 時15分休憩

.....

午後 2 時15分再開

○議長（河野 浩一議員） ただいまの質問は、質問事項にありませんので、よろしくお願いいたします。

○議員（三原 明美議員） はい。令和7年度に、新たな子ども支援は考えておられますか。

○議長（河野 浩一議員） これも通告書にありません。

○議員（三原 明美議員） 今度からしっかり書いておきます。

次に、特産品送料助成事業の継続についてですが、この事業は令和7年度も継続していただけるのでしょうか。

○町長（宮崎 吉敏君） 三原議員の質問にお答えします。

継続していただけるのかということですが、継続を考えております。ただ、今までの経過予算で2億5900万円に上がる見込みです。

補助金については、できれば年間通して、それぞれ最初スタートしたときに、4月でスタートとなったときに、今度は予算が消化されて、12月等で予算がオーバーするところで、前回の補正で予算を増額させていただいて、承認いただきました。できるだけそれぞれの業種に均等に回るように、利用していただけるように、それからその1事業所に対して、もしかすれば上限幾らという設定も考えなくちゃいけないのかなとも思っています。できればすべからくの事業者に、均等に公正に支援が回るような形を考えていきたいと思っています。

この送料支援については、令和8年3月までが継続ということになっております。

以上です。

○議員（三原 明美議員） 商品を出される方も送られる方にとっても、大変いい事業だと思いますので、令和7年度も引き続きあるということでよかったと思う次第です。

私の質問は、これで終わります。

○議長（河野 浩一議員） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後 2 時19分休憩

.....

午後 2 時29分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、田中宏政議員に発言を許します。

○議員（田中 宏政議員） 通告書に基づき、質問をさせていただきます。

大きく分けまして、小中学校の諸問題と農業の振興について質問いたします。

まず、これからの川南町を担う子供たちの小中学校の諸問題の中から、いじめ問題の状況と対策を質問いたします。

いじめ問題は、弱いものをいじめることは人間として絶対に許されないとの強い認識を持つこと、いじめられている子供の立場に立った指導が大切であります。また、いじめを面白がり、傍観する行動も同等に許されません。

ここで、お伺いします。昨年度の川南町における小中学校でのいじめ発生件数、認知件数はそれぞれ何件でしょうか。また、過去数年と比較してどのような増減になっているのか、お聞きします。

後の質問は、質問席において質問させていただきます。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

小中学校におけるいじめの件数という御質問なんですが、まず前提からちょっとお話をさせていただきます。

いじめの件数に関しましては、学校からの報告により教育委員会のほうで全て把握はしております。学校現場においては、積極的な認知というのを行っております。例えば、一番多い事例というのがからかい。子供がからかって、こういったものに関しても1件というふうにカウントをしていております。

現在の状況からいうと、いずれの事案に関しても解消の方向に向っております。

いつの時点で解消したというふうにするかというところなんですけど、いじめとされた状況が解消してから3カ月間経過を観察して、その後解消という取扱いにしております。

件数がどうなのかということなんですけど、先ほど申しましたように、からかい、そういったものからカウントするもので年によってちょっと大分ばらつきがあるような状況で、件数についても大分多い件数になっております。ただ、なかなか重大な事案というところまではいかない状況で食い止められているのも、細かい部分から拾っていつて解決に向けていくということが功を奏しているのではないかとこのように考えております。

したがいまして、件数につきましては、あまりにもびっくりするような数字が出てきたりとか、年によってばらつきがあつて、じゃあそれがいじめの傾向に当たっているのかという、それとはまた別の動きをしておりますので、今回差し控えさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議員（田中 宏政議員） 件数については差し控えるということで、この件数というのは全国共通の認知件数になっていると思うんですけども、それが増減するというのはどういうことになるんでしょうか。年度において増減するというのは、どういうことなんでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

年度によって増減するというのが、認知した件数がどうかということなので、数えていく世界ですので、年度によって変わってくるところです。

全国どこも一緒かということなんですが、やられていることは一緒だと思います。

ただ、一つ傾向で申しますと、宮崎県というのは非常にいじめとして認知している件数というのが多い県にはなっております。というのが、川南の場合も同様なんですけど、小さなことからたくさん拾い上げて、重大事案に発展しないようにというような考え方で指導等されているところです。

以上でございます。

○議員（田中 宏政議員） 教員間や学校間でいじめの定義について解釈が異なりますと、いじめの認知件数に格差が生じると思うんですけども、これをなくす、格差をなくす取組というのにも必要になってくると思います。

教員間、学校間でどのような取組をしているのか、お聞きします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

こういったいじめ、そういった問題についてというのは、常に校長会というのが月に1回開催されるんですけど、そういった場で情報の共有というのは図られているところです。特に、今いじめ問題というのは大きな問題ということになっておりますので、どのように認知していった、どのように解決を図っていくかというのは、常にそういう解決方法についてということで情報を共有されて進められているところであります。

以上でございます。

○議員（田中 宏政議員） 今度は、いじめを受けた生徒への心のケアはどのようになっていますか。また、学級編制等、そういうところに考慮はされるのか、お聞きします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

子供の心のケアということなんですけど、専門の方にカウンセリングを受けるとか、そういった措置も取られております。

また、いじめというと主に人間関係ということになっておりますので、それを解決する方策というのは、いろんな手を使ってということで解決に向けてということでなされていると思います。

ただ、現時点で起きているのに、いきなり隔離したりとかそういったこともできませんので、ちょっと相手もおって、お互いでもありますので、そこ辺はお互いを気遣いながら、学校のほうで校長先生を中心ということで、こういう問題に関しては組織的に当たっていただいているところです。

以上でございます。

○議員（田中 宏政議員） 今の質問で、学級編制には考慮されているのかというのもお聞きしたんですけど、もう一つ付け加えて、小学校から中学校へ上がるとき、その情報共有というのはされているのか、連絡のほうはされているのかというのをちょっとお聞きします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

正確に、学級編制に反映されているか、それから小学校から中学校にどういった情報がつ

ながれているかというところ、ちょっと詳細存じ上げませんので、またちょっと確認をしたいと思います。

ただ、必要な事項というのは、小学校から中学校に引継ぎはされております。ただ、細かい中身がどうなっているかというところまではちょっと確認をしておりますので、申し訳ございません。

○議員（田中 宏政議員） 最近のいじめの傾向として、SNSでの言葉の暴力が多くなっていると思いますが、このSNSでのいじめは把握することが大変難しいと思うんですけども、川南町ではどのような取組をして把握しているのか。そのSNSでのいじめが、増減傾向であるのかというのをお聞きしたいと思います。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

SNS上でのいじめということなんですけど、こちらのほうが発覚というか分かるタイミングというのが、保護者または児童生徒からこういうことがあったという申出があったときに分かるような状況になっております。特に、もうそういうのを監視したりとかいうようなすべは持っておりませんので、こういうことをされたというのが分かった時点でということで把握をしております。中身に関しては、先ほど議員がおっしゃったように、ちょっと悪口を言われたとか言葉によるものというのが主な要因になっております。

現状でいうと、どれだけあるかというところなんですけど、そういう報告をもって対応していくという段階ですので、ちょっと何件でどういう傾向にあるかというところまでは把握しておりません。

以上でございます。

○議員（田中 宏政議員） 分かりました。また、重大ないじめ事案については警察への対応が必要となってくると思うんですけども、学校警察連絡協議会やスクールサポーター等の活用はされているのでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

スクールサポーターに関しては、まず警察に相談する一歩手前でということで相談させていただいているという事案はあるかと思います。なかなかお互いがあってという世界ですので、どういう状況になったらどういう対応を取るかというのは慎重に取り扱っていくことになるかと思います。

以上でございます。

○議員（田中 宏政議員） 先ほども言ったんですけども、いじめ問題というのは弱いものをいじめることは人間として絶対に許されないという強い認識を持つこと、いじめられている子供の立場に立った指導が大切だということです。また、一見いじめが解消されたように見えても、その後も被害児童や加害児童のサポートや再発しないように見守っていただくようきめ細かな対応をお願いいたします。

次に、不登校について質問させていただきます。

不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち病気や経済的な理由によるものを除いた者とされています。宮崎県では、2023年度公立小中学校の不登校の児童生徒が過去最多の2,623人だったと発表されています。

川南町における不登校の生徒の状況はどのようなになっていますか。またどのような傾向や要因があるのか、本町の対策と対応もお聞きいたします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

不登校の状況ですけど、こちらのほうも学校からの報告によって把握はしております。

どういう傾向かというところなんですけど、件数はちょっとあれなので、こちらでも差し控えさせていただきたいと思います。

傾向として、最近見られるというのがやっぱり生活の乱れが起因してということで、なかなか昼夜が逆転したり、そういったのが原因でちょっと不登校気味になっていくという入り口があったりとかいうことがあります。こちらのほうも学校のほうで校長先生中心にということで対応をしていただいているところです。

川南町における対策というところなんですけど、生涯学習センター3階にフロンティアルームを設置、それから唐瀬原中学校にひなたルームを設置してということで受入れをしております。

ただ、こちらのほうの登校にまで結びついていない児童生徒というのもいますので、さらにいろいろ対策を考えていかないといけないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政議員） このフロンティアルームとひなたルームのそれぞれの利用者は何名でしょうか。

また、フロンティアルーム、ひなたルームの利用者は、出席日数や内申書の影響はどのようなになりますか、お聞きします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

フロンティアルームとひなたルームに今何人通っているかというところなんですけど、ちょっと正確な数字を現在把握しておりません。また、ちょっと調べたいと思います。

成績についてということなんですけど、こちらのほう、文部科学省よりこのようにということが示されております。その中にあるのが、学校外の機関や自宅等で学習を続けている不登校児童生徒の努力を評価し、社会的自立を後押しすることが重要であるというふうに述べられております。これが、進学等に不利にならないようにということで、その子供がそういうところに通ったりとか努力して勉強していたりというのをちゃんと見て、不登校の児童生徒が学校外の機関や自宅等で行う学習の成果を成績に反映できることとしてきたということになっております。

具体的に言いますと、そういう例えばフロンティアルームに通ってきて学校の課題をやっ

た、それとか場合によってはそこでテストを受けたというものをちゃんと評価し、さらには担任の先生で聴き取りを行ってということで、そういうのを基にしてということで成績のほうはつけられるというふうな流れになっております。

以上です。

○議員（田中 宏政議員） 昨年9月議会での一般質問内でオンライン授業のことを質問したのですが、その後オンライン授業について協議されているのでしょうか、お聞きします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

オンライン授業についてということなんですけど、現在まだオンライン授業の実施等まではやっていないところです。

ただ、フロンティアルームがある生涯学習センターに関しては、インフラについてはしっかり今整備をしたところで、できる環境というのは少しずつ進めているところです。

また、延岡市のほうで実施されているということですので、ちょっと先にはなるんですけど、西都児湯の教育委員さんの皆さんの会議のほうで視察のほうもちょっと考えているところです。

また、調査研究を行って、実施に向けて進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政議員） 不登校に対する支援を求める場合、どこにどのように相談したらいいのか、お聞きします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

不登校についてどこに相談していけばということなんですけど、教育委員会に相談していけば御対応のほうはしていきたいと思っております。

また、学校で相談されても、そういうことがあれば教育委員会のほうにもつながりますので、どちらでも大丈夫だと思います。

以上でございます。

○議員（田中 宏政議員） 不登校については、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、社会との関係を切らない、そのことが支援の目的であります。また、一人一人原因が違いうように、支援策、解決策が違ってくると考えられます。一人一人に適したきめ細かな丁寧な支援を考えていただきますよう、お願いいたします。

次は、ヤングケアラーについて質問させていただきます。

ヤングケアラーとは、幼い兄弟の世話、家事全般、障害のある親の介助など、本来大人が担うべき家事や家族の介護、世話を日常的に行っている18歳未満の子供たちを指します。

川南町におけるヤングケアラーの実態は把握しているのでしょうか。人数をお伺いいたします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ヤングケアラーの把握ということなんですけど、こちらも児童生徒に関しましては、学校

から報告、それがそういう状態じゃないかと疑われるというのを含めて報告を受けております。それによってということで、件数のほうもどういう事案があるかというのも把握しているとこなんですけど、具体的な件数というのはちょっと差し控えたいと思うし、そんなにたくさんあるというわけでもないと思います。

こちらのほうなんですけど、先ほどいじめ等の学校からの報告により把握しているところなんですけど、また福祉課のほうもいろんな情報を持っていらっしゃるんで、そちらと連携してということで、具体的に何かするというわけではないんですけど、情報については把握を行った上でいろんな対応を考えて対応していくというふうな体制を取っております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政議員） 福祉課のほうと情報の共有しているということによろしいでしょうか。分かりました。

子供自身がヤングケアラーだと気づかない場合が多くて、家族内のことなので状況把握が難しいといったことが考えられます。子供たちにはどのような周知啓発を行っているのか、お聞きします。

また、川南町ではどのような支援があるのか、お聞きします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

子供に対して周知を行っているかというところなんですけど、特にそのようなことはやっておりません。

どのような対策をとっているところなんですけど、教育関係でいきますと、特に何かということはないです。まずは、もうどういう状況かというのを把握した上でということなので、具体的に何かということろまでは、すみません、申し訳ございません。

○議員（田中 宏政議員） 子供、児童生徒が自分のことをヤングケアラーだという認識するというのがなかなか難しいと思うので、そのあたり周知をする必要性があると私は思います。

また、次に行きます。ヤングケアラーの支援について、川南町としてはどのように進めていくのか、課題はどのようなことでしょうか、お聞きします。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

どのような支援を行っていくということなんですけど、ヤングケアラーというのが、議員もおっしゃるとおりなかなか見つけづらいというところもございまして、福祉課のほうでは、虐待を受けているとか、虐待のもう疑われるような案件があったりとか、そういったことからヤングケアラーというのが見つかることが多いんです。そういった場合には、要保護児童対策地域協議会というのがございまして、関係機関等が情報共有等しながら協力して支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○議員（田中 宏政議員） ヤングケアラーにつきましては、ヤングケアラーの認知や理解

促進、関係機関との連携や協力体制が重要だと考えられます。また、国もヤングケアラーに対する支援策も打ち出してきております。それらに注視しながら、支援策の拡充の検討をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。次の質問は、学力格差をなくすためにはという質問をさせていただきます。

同僚議員の質問と重なる部分がありますのである程度省略させていただきますが、ぜひとも公営塾の拡充をしていただきたいと思います。可能であれば、小学校3年生、4年生くらいからがよろしいかと思います。親の経済格差が子供の学習格差にならないためにも、子供に平等な学習環境が保障されていなければならないという考えからも、公営塾が必要だと思います。

同僚議員の質問と重なっているかもしれないんですけども、公営塾の必要性についてお伺いいたします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

何度も御説明させていただいているところなんですけど、中学3年生を対象にということで川南町では実施をしております。

今日も三原議員のほうからもありましたように、地域を中心にしてという取組ではちょっと模索していくべきかなというふうに考えております。

今中学3年生を対象にしているような塾の先生から教えてもらうという形態というのを広げていくのは、民間がやっている事業にあまり手を出すというのはなかなかできないことなので難しいことなんですけど、どなたか御協力いただける方が勉強を見ていただいてというやり方であれば、何かしらできることがないかということは考えられるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政議員） ぜひとも、小学校3年生、4年生あたりからの公営塾という形を取っていただけると、川南町の学力の格差がなくなるんじゃないかと考えています。

次に行きます。学力格差をなくすためには、学校だけではなく家庭環境も大切だと思います。いじめ問題も不登校の問題も、同じく家庭環境に起因しております。家庭環境の重要性、家庭教育の重要性についてどのように考えているのか、どのような課題があるのか、お聞きします。

○教育長（長曾我部 敬一君） 質問にお答えします。

私が教育長就任時に教育基本方針について述べさせていただきました。そのときに、学校教育、家庭教育、社会教育、地域の教育力を四位一体として連携協力しながら子供の教育を進めて、特に子供たちの資質能力を高めていくことが大切だということをお話ししました。

そこで、大切なことは、先ほど議員からおっしゃいました、家庭教育は大切。本当に家庭教育は大切なんです。

そこで、就任時に述べたとおり、再度、議事録にそのことが書いてありますので、それを確認していただいて御理解していただければと思います。

以上でございます。

○議員（田中 宏政議員） 同じ質問ですけども、町長のほうにもお願いしたいと思います。

○町長（宮崎 吉敏君） 学力格差をなくすためにはという田中議員の質問にお答えします。

先ほどの三原議員の公営塾等でもこの問題は入っているのかなと思いますけど、やはり学校で学ぶ環境、そして地域で、また家庭で、ここの3つがしっかりと子供が学ぶ環境のためには必要だと考えております。ぜひ、家庭の方々にも子供の学びの場ということに対しての御指導といいますか、徹底していただけるように取り組んでいただけることが大事なのかなと思っております。

以上です。

○議員（田中 宏政議員） 次の質問に行きます。モンスターペアレントの対応について質問いたします。

モンスターペアレントとは、過剰な要求や不当な要求を行う保護者を指す言葉です。学校が対応すべき範囲を超えた要求を繰り返し執拗に行うことにより、学校業務に支障を生じさせる点に問題があります。

川南町におけるモンスターペアレントの状況、また把握している件数をお聞きます。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

一般的にモンスターペアレントと呼ばれているんですけど、学校現場においてはそういう概念というのはないということです。

ただ、児童生徒に関わる問題が発生した場合は、教育委員会と学校が連携しながら対応をするということになっております。

先ほどいじめのケースでも申し上げたとおり、こういう何かしら問題があったときには、もうその当該担当する先生のみならず、校長先生を中心ということで組織的な対応を取るということがなされておるところです。できるだけ、そういう負担が先生たちにかからないようにということで、教育委員会も協力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政議員） ある自治体で行ったアンケートでは、8割の小中学校の教員が保護者への対応を負担と感じ、6割以上が保護者の対応で授業に支障が出たと答えていました。モンスターペアレントのような保護者の存在が、教員の負担やストレスを増加させていることは事実であります。

川南町でも、このようなアンケート、先生に対するアンケートや聴き取り調査をしているのでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ちょっと把握をしておりません。町自体でやっているのかどうかというふうな。ただ、一

般的にこういった傾向があるかというのは資料等で確認をしたことがありますので、調査等
は行われていると思いますけど、町自体で独自でやっているかどうかはちょっと分かりませ
ん。

○議員（田中 宏政議員） モンスターペアレントから教員を守るため、専門の対策チーム
設置や専門のダイヤルを設置し対応する自治体もあるようです。

川南町でも、若い先生が多いと感じる点があるんですけども、その先生たちは経験がなく
スキルもないと考えられます。川南町でもこのような取組は考えているのでしょうか、お聞
きします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

具体的にとなると、やはり学校、それぞれの学校でということにはなると思います。

先ほども申しましたように、いろんな問題というのは1人でやるのではなく、先生方、
チームになって校長先生中心にということで当たっていただいているところです。

先ほど議員がおっしゃったように、実際に若い先生も多くいらっしゃいますので、経験が
ないというところでいくと、経験のある先生方と一緒に相談をしながらいろいろ学んでいっ
てもらおうというような形にはなると思います。

それと、学校の先生方についてなんですけど、メンタルヘルスということで、調査のほう
も行った上で、ちょっと精神的にということであれば病院の受診も進めるというような体制
のほうは組んでいるところであります。

以上でございます。

○議員（田中 宏政議員） 次の質問に移ります。次は、水泳授業の現状と今後の在り方を
質問させていただきます。

日本全国の学校では、12年間で約7,000校のプールが廃止されており、現在もその流れが
続いております。

このプールの廃止には、老朽化による修繕費用と維持管理の負担増が上げられます。また、
プールの清掃や水質管理など教師の負担増も問題となっております。

ここで、お聞きします。プールの授業は絶対に必要なものだとお考えでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在は、学校の中でということで水泳というのが取り組まれてやられているところです。
これに、いろいろ水に対してということで、ちゃんと泳げて危ない目に遭わないようにとい
う考えでやられていることだと思います。

必要かどうかということなんですけど、いろいろな考え方あるところなんですけど、水泳
を絶対しなければならないのかといったところでいくと、絶対ではないというふうにはお伺
いしたことはあるところなんですけど。ただ、何のためにやっているかというところを考え
ると、必要じゃないとかいうことは言えないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政議員） 現在、川南町ではそれぞれプールの施設があると思うんですけども、各学校でプール施設を持つのではなく、共有化してそういうプールを使っていくという施策を進めたらよろしいのではないかと考えないのですか、どうでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

プール施設の共同化ということなんですけど、なかなか移動するということに時間がかかりますので、現状でいくと、まだそれぞれの学校でやるというほうが効率がいいのかなというふうには考えるところです。

ただ、先ほど議員もおっしゃったように、プールを維持するためにはいろんな費用もかかるし、どちらかというところ、それを維持するために先生方に大変大きな労力を担っていただいているところがあります。この辺を考えると、将来的にはというところで検討することではあるかなというふうに考えております。

特に、今プール授業における安全面というのが非常に問題視されているところで、ここが一番大変なところであるので、将来的には何かいい方法がないかということを考えていかないと、今のようにはプールの授業をやっていくということも難しくなっていくのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議員（田中 宏政議員） 次の質問に移ります。次は、農業振興の中で温暖化対策について質問いたします。

今年の夏の平均気温が、1946年統計開始以来過去最高に暑い夏となりました。私のハウスでも、ハウス内の温度が連日優に40度を超え、45度になることもありました。過度の暑さは作物にとってよいものではなく、高温障害や葉焼けや根が焼けたり、劣化、着色不良などの症状が発生し、作物に悪影響を及ぼし、品質低下や収量の低下の可能性があります。

作物に悪影響があるので対策が必要となってきます。ミストシステム噴射、寒冷紗、遮光カーテンなど、施設内の温度を下げる資材購入をサポートすると農家の方はすごく助かると思いますが、川南町としての取組、高温対策についてどのような取組があるのか、お聞きします。

○町長（宮崎 吉敏君） 田中議員の御質問にお答えします。

本町における地球温暖化への対策につきましては、令和4年9月2日「ゼロカーボンシティかわみなみ」を目指すことが町議会本会議場におきまして、日高元町長が宣言し、町民や事業者など多様な主体と連携し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることを表明しました。加えて、本年1月には、川南町再生可能エネルギー導入計画及び川南町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定し、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定め、推進しております。

なお、農業部門における具体的な温暖化対策につきましては、産業推進課長に答弁させます。

以上です。

○産業推進課長（河野 英樹君） 田中議員の御質問にお答えします。

今夏の高温による農作物等の影響について、町内全ての掌握は無理でございますが、農業経営に大きな影響が及んだことは把握しております。

具体的には、イチゴの苗が高温や長雨の影響で病気が発生し、現在収穫期に入っておりますが、その収量が減少となっている方や、暑さで家畜の発情が来ず種つけができなかったとのお話もありました。

また、先月29日付の日本農業新聞社の記事ですが、同社が行った猛暑による農業経営の影響アンケートでは、農畜産物の生産出荷量が減ったとする回答が7割に上回ったようです。農畜産物の店頭価格が上がる一方、生産現場では収量や品質が落ちていて、収益の確保が難しいとの声が多く上がった結果を把握しております。

今後の気象予報につきましては、私ども専門的な知識がございませんので申し上げにくいのですが、今夏のような猛暑、高温が続く可能性が高いことを見込み、生産者におかれましては早めの対策を講じていただくよう、関係機関と協力し周知等に努めてまいりたいと考えております。

加えて、寒冷紗など暑さを和らげるような資材の購入支援等でございますが、町の単独事業として、川南町次代につなぐ園芸産地づくり事業補助金がございます。この事業は、園芸資材の購入も補助の対象となり、対象は導入経費が10万円以上のもので、補助率は4分の1以内、上限額が50万円、このような事業で支援を行っている状況です。

以上です。

○議員（田中 宏政議員） 高温対策として、高温耐性の品種の取組に対してのサポートというのがありますでしょうか。

○産業推進課長（河野 英樹君） 田中議員の御質問にお答えします。

品種改良のサポートというのは、本町、令和6年度時点におきましてはございません。

以上でございます。

○議員（田中 宏政議員） 次の質問に行きます。大雨時の水害被害対策についてお聞きします。

8月の台風時の大雨や10月の線状降水帯による大雨により、ハウス内や露地圃場が冠水し、畑の土が流れ、畝が崩れ、作物が根っこごと流される被害がありました。これまでの雨の降る量とは変わってきており、ここ数年では短時間で多量の雨量も珍しくなくなってきており、今ある側溝では排水が全く間に合っていないと、全く機能していないと考えています。

この農業排水の整備や改修が必要となってくると思いますが、今後の対応や対策はどのように考えていますでしょうか。

○農地課長（新倉 好雄君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

大雨時の水害被害対策はという御質問でございますが、基本的な考えとしまして、農業用

施設及び農地の大雨時の水害被害対策につきましては、被害の状況を農業者の皆様や水路を管理する管理組合の皆様から情報提供いただきながら現地調査を行い、被害状況に合わせた復旧方法の検討や修繕を行っているところでございます。

また、被害規模が非常に大きくて、今回災害等の補正予算も御承認いただいたんですが、国庫負担を伴う基準以上の場合は、災害復旧事業として国へ申請することとなります。

また、排水路等の大きさの問題の御質問につきましては、それぞれ土地改良事業の標準設計基準というのはございまして、先ほど道路関係では3年確率という回答をさせていただいたんですが、農地排水関係につきましては5年、また大きいものにつきましては10年とか、そういった算定基準に基づいて設置されているものでございます。

近年の御質問にありましたように、集中豪雨が頻繁にちょっと起こる、また量も多くなっているという観点から見ますと、また県や国へもそういった状況を要望を重ねて、またいろんな事業を取り組めるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政議員） 私の畑の横の側溝は、10年以上土に埋もれた状態で、側溝としての機能は果たしておりません。このような側溝や排水路のパトロールやチェックはされているのでしょうか、お聞きします。

○建設課長（黒木 誠一君） 町道の管理についてですけれども、1級町道からその他町道まで553路線、約460キロありますが、管理保全係の職員が3等分いたしまして、4月から8月までに全路線の巡視点検を行っているところでございます。特に土砂がたまっていれば町の維持班による土砂撤去行いますが、町民からの要望による対応も行っています。

また、大型重機等を必要とする場合は、土木業協会への委託も行っているところです。

以上です。

○議員（田中 宏政議員） 排水路のパトロールやチェックはされているということによろしいのでしょうか。分かりました。

私が農業を始めて十二、三年たつんですけれども、一度もその側溝というのは土が除かれたことはなく、大雨が来れば必ずあふれている状態であるんですけれども、そういうとき、気づいたら私のほうから連絡すれば対応していただけるということによろしいのでしょうか。私じゃなくて、所有者じゃなくても、気づいた方が連絡すれば対応していただけるということによろしいのでしょうか。

○建設課長（黒木 誠一君） 先ほど申したように、点検は管理保全係の職員が4月から8月にかけてやっているものですが、どうしても漏れとかそういうものがあると思いますので、そこは所有者の方が困っているということであれば、道路台帳等につけて、町の維持班が改善するなり、どうしても町職員で改修できない場合は土木業協会に依頼いたします。

以上です。

今の件は、道路側溝の件です。すいません。

○農地課長（新倉 好雄君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

農業用施設といわれます用水路、また農業用排水路につきましては、隣接する耕作者の皆様や水路管理組合の皆様に日常の日頃の草刈り、また土砂の撤去等をお願いしているところでございます。

ただ、農業施設の中で幹線的な大きい排水路につきましては、異常気象後に職員で点検をしているところでございますが、またその上でもちょっと気づかない点等がありましたら、また個別に御連絡いただければ、現地調査を行いたいと思っております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政議員） 農家だけの努力じゃ農地への冠水、畑の冠水は避けられない状態であります。しっかりとした農業用排水路の整備が必要、また農業インフラの整備が必要だと思いますが、どのように考えていますか。町長、お願いします。

○町長（宮崎 吉敏君） 田中議員の質問にお答えします。

農地の規模等も含めて、本来自分たちで解決できないもの等については、町としても対応せざるを得ないのかな。ただ、大きな用水路等については、これはまた国、県の対応になると承知しております。しっかりと、そういった対応は行うべきじゃないかなと思っています。

以上です。

○議員（田中 宏政議員） 次の質問に行きます。農家の所得向上のための商品開発支援について質問させていただきます。

先々月ですが、高崎市に行政視察に行かせていただいたのですが、高崎市の取組では、農園のブランド化、パッケージデザイン費用、商品開発費用の補助をしておりました。事業費の5分の4、補助上限200万円です。農家の所得向上のための高崎市長の本気度が見える取組でした。

川南町の商品開発費用の補助についてお聞きいたします。

○町長（宮崎 吉敏君） 田中議員の質問にお答えします。

商品開発等の6次産業化の取組は、農業者の所得向上の手段の一つと捉えています。

しかしながら、農業者が独自に商品開発を行うには、専門的知識や費用の負担を求められることから、商品開発を成功に導くには行政等からの一定の支援が有効であると考えます。

以上、詳細については、担当課長より答弁させます。

○産業推進課長（河野 英樹君） 商品開発等への直接的な町の支援につきましては、現在、町内の商工業者を対象に、商工業振興支援補助金を交付しております。こちらの補助金については、要件を満たせば、商品開発、加工等を行うための機械や設備を購入する際にも利用できます。ちなみに、当該補助金は、補助対象経費の2分の1以内の補助率で、補助額の上限が50万円です。

加えまして、川南町創業支援補助金という別の補助金は、町内での創業を促進し、町の産業の活性化を図ることを目的として、町内で新規創業または第二次創業を目指す方に補助金

の交付を行っています。

ここで商品開発の一助になるような例を挙げますと、第1次産業に含まれる農業の方が、未利用野菜を利用して商品開発をし、販売していきたいと考え、第2次産業の製造業などに進出する、いわゆる第二創業に該当すると判断されれば、この補助金を農業者側が利用し、設備の導入等も可能でございます。

また、この補助金におきましても補助対象経費の2分の1以内の補助率であります。特定地域とそれ以外の地域とで補助の交付額が違う事業設計をしております。特定地域、つまり町の中心地であります商店街地域は上限額が150万円で、その他地域の上限が100万円でございます。

このほか、住民からの商品開発等について御相談が寄せられる際には、各種の国庫補助事業、県単独事業の紹介等の支援も行うこととしております。

最後に、既存の町内事業者の中には、みやざきローカルフードプロジェクト強化事業の採択を受け、コーディネーターの助言、費用の補助等の支援により商品開発を行っている事業者も存在していることから、このような事業の紹介など今後も情報共有に継続して努めていきたいと考えます。

以上です。

○議員（田中 宏政議員） 商品開発について、P L A T Z（ぷらっつ）の横にあるテストキッチンを使用して商品開発のコンテストをするのはどうでしょうか。優勝者には、P L A T Z（ぷらっつ）で商品を納品できる権利が与えられるというコンテストを開催すれば、テストキッチンが盛り上がるのかと思われます。どうでしょうか。

○産業推進課長（河野 英樹君） 田中議員の御質問にお答えします。

貴重な御提案ありがとうございます。テストキッチンが長年にわたり利活用されない問題の解消策として、機材の使用法説明動画を作成し、住民に紹介することを通じてその利活用を促すことを目的とする動画作成業務の委託料を9月の議会定例会にて予算の御承認をいただいたところです。現在、動画撮影会社、機材機器メーカーと連携して分かりやすい動画作成のための企画構成について打合せを行っております。

よって、仮にですが、今御提案いただきましたように、テストキッチンに設置されている機材がシャーベットアイスを作れる場合、議員提案のようなたくさんの町民が新たな特産品づくりのテスト、いわゆる試作を行い完成させ、その完成品をコンテストする企画も今後あり得るのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政議員） ぜひとも、コンテストのほう進めていただきたいと思います。

また、農家の所得向上のため、宮崎町長の本気度というのをぜひ農業者、農家の皆さんに見せていただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（河野 浩一議員） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後 3 時25分休憩

.....

午後 3 時35分再開

○議長（河野 浩一議員） 会議を再開します。

ここで会議時間の延長を申し上げます。会議規則第9条により、会議時間は、午後4時までとなっておりますが、同条第2項の規定により、本日の会議時間は一般質問が全て終了するまでに延長いたします。どうかよろしく申し上げます。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、河野禎明議員に発言を許します。

○議員（河野 禎明議員） 傍聴席の方、長時間、本当にありがとうございます。

一般通告に従い、2項目質問させていただきます。

1番、中学校に関するアンケート、最近これは町内に全世帯に配布されたアンケートについてです。

2番目、乗り合いタクシーの早期導入についてお伺いしたいと思います。詳しいことは下の質問席からお伺いしたいと思います。

町長にお伺いしたいんですけど、この教育委員会のアンケートは見られましたでしょうか。

○町長（宮崎 吉敏君） 河野議員の質問にお答えします。先日、私の自宅のほうに文書で届いてまいりました。QRコードを使って御返答したところです。

以上です。

○議員（河野 禎明議員） 最初にちょっとこのアンケートの担当の方にお伺いしたいんですが、ここに、これはもしかしたら間違いなのかというアンケートの2ページ目です。ここに4を回答された方は当てはまる場所を、アとウの中から回答してくださいとあるんですけどこれは4でいいんでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問ですが、それ設問用紙ですかね、ちょっと手元にないので、多分中身がおかしいんじゃないかという御質問かなと想像しておるところなんですけど、ちょっと個別のことに関しては後ほどお答えさせていただけると助かります。申し訳ございません。

○議員（河野 禎明議員） これは、ちょっとよく考えると4じゃなくて3だと思いますので、また確認してください。

このアンケートの返送先が福岡の東亜建設コンサルタントとなっているんですけど、町民の方から何人かちょっと連絡いただいて、また中学校建設のための目的じゃないのかとか言われるんですよ。東亜建設というところが何でこの教育委員会のアンケートを扱うのか、私たちも何か建設ありきじゃないかとかこういう心配があるんですけど、町長、この返送先のことについては御存じですか。

○町長（宮崎 吉敏君） 河野議員の質問にお答えします。

建設会社のこれICTだったですかね、すいません。ちょっとよく記憶に定かではありませんがICT部ってなっていたと思うんです。ですから、私が考える、これはもう内容等についても一切私タッチしておりませんので、私が考える中では町民全世帯18歳以上の方々に配布をしてお答えを求めるそのときには多分これは僕の想像です。すいません。そこの部署がAIを活用した集積をする部署じゃないかなというふうに私はそのアンケート調査を見て感じました。恐らく人手で人の手でまた川南町の職員でやるというのは、それだけの莫大なアンケートの結果を早期に出すっていうのは非常に厳しいじゃないかなと。基本的には12月23日までに結果が出るということになっておりますので、そういったAI技術を活用した事業所ではないかと思っています。

以上です。

○議員（河野 禎明議員） 去年町長は商工会長されていたんですよ。そのときに新中学校建設推進に熱心に活動されていました。私は新中学校建設反対を一生懸命頑張っております。立場が違っていました。そのとき町長が商工会長のときに会員にファックスをされました。去年の4月21日のあれだったと思います。その中で新中学校建設費が77億円とか書かれていたのをちょっと私今思い出したんですけど、今度アンケートの中に出してある建設費が54億5000万ぐらいと出ているんです。あれ、これは何か金額が、どういう根拠なのか、よく考えてください。もう物は建築材料も何もかももう1年じゃないです極端に言ったらもう2、3カ月でどんどん上がってきているんです。去年こういう77億とかいう数字が出ていたのに、これ町長が考えても、54億5000万、おかしいんじゃないかと思われませんか、どうですか。

○町長（宮崎 吉敏君） 河野議員の質問にお答えします。

私が会員宛てに出した文書は、総額は70億円です。この根拠は、当時副町長であった押川義光さんからお伺いをし、そのように表現させていただきました。今回のその54億等については、私の範囲内では知るよしもあります。

以上です。

○教育課長（三好 益夫君） 少し補足で説明をさせていただきます。まず、なぜ東亜建設コンサルタントに頼んでいるかということなんですけど、今回資料を見ていただくと、長寿命化の工事を行った場合、それから新設した場合ということで数字が出ていると思うんですけど、こういったことは建設コンサルタントではないと算出ができないため、ここにお願いをしているところです。

それと、先ほど町長はAIとおっしゃったんですけど、そこまで高度ではないと思うんですけど、やはり専門のコンサルタントのほうが私ども職員がやるよりは効率よく集計とかもできるということでお願いをしております。

それと、議会勉強会の時にも申し上げたんですけど、第三者による集計のほうが客観性が

あつていいということで、そのようなことでこのコンサルタントに頼んでいるということになっています。

それから、建設費用の算出をどのようにしているかというところなんですけど、長寿命化の場合はいろいろな想定をしてもらって今回新たに計算をしていただいているんですけど、新設に関しましては以前中学校の建設計画といったのがございましたので、こちらのほうに現在の資材単価がどれぐらいになっているか、何倍になっているかというのを概算で出させていただいて、それを面積に掛けてということで出させていただいています。

先ほどから議員がおっしゃっているのが概算工事費という部分になっております。こちらに実際は撤去費用、調査費用、仮校舎費用—仮校舎はないですね—、消費税を足してということで、約70億円ということで合計はなっているところです。

ただ、これもあくまでも現在の情勢に基づいてということで概算で出しておる数字ですので、実際に設計したときにこの金額になるかということ、必ずしもそうではないというようなものにはなっております。ただ、アンケートを答えていただく上で、やはり数値的な比較ができないとなかなかわからないかなということで今回はこのような数字を載せさせていただいております。

以上でございます。

○議員（河野 禎明議員） 総額は70億円ぐらいと了解してもよろしいですかね。次に行きたいと思います。

ちょっと町民は何かここで私の連絡が50何億ちょっとやっぱり理解できてないところがあるみたいなんですけど、もしよかったら次の川南のお知らせでも教育委員会のお知らせの中で、やはり総工費はこれぐらいかかるかもしれませんという内容を出していただけると助かると思います。

今、町民からよく聞くんですけど、このアンケートもあるからなんですけど今中学校だけを予算を使わずに小学校も真剣に考えてくれという声があるんです。これも令和10年には中学生は町内で360名ぐらいです。この中にはっきりと書いてあります。ということは360名だったら、令和10年は唐中を使えば中学校が統合できる可能性があると思うんです。あまり長寿命化とか別にしなくても、今の唐中がそのまま使えたら非常に無駄を省いていいと思うんですよ。

となると、ここで長寿命化にもあまり予算使わないから、唐中を統合で10年ぐらい使ったとします。その後に、当然父兄からも一番言われるんですけど、この生徒数の減少がもう普通ではないんです。去年が町内の出生数がもう前も申しましたけど65名なんです。この数が増えるということは、今から10年後、あまり考えられません。となると、町民の方が一番言われるのが、もう中学校せずに小中一貫校を考えるべきじゃないかと。だからこのアンケートに対しても、いろいろ苦情を私のほうに言ってこられるんです。これ当然、町長もこのことはビジョンとして、町長が在任中にそうだなと、この子供の数はどんどん減っている

んだと。中学校だけじゃなくてこれは小中一貫校を視野に入れた方がいいなと思います。そして、小中一貫校を造るとき、鉄筋じゃなくて、県産材の木材を使うと、よそでもそうです。今木材を使った建物が全国でも多いんです。これだと国や県の補助が多いです。これをやると小中一貫校が早くできる可能性もあるんです。町長、今お気持ちとしてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（河野 浩一議員） 今のことはちょっと通告書にはないし、そういう発言は許可しませんので注意してください。

（中断）中学校だけのことしか書いてなかったから。

○議員（河野 禎明議員） それでは、次に行きます。乗り合いタクシーの早期導入についてです。これは、町長、この乗り合いタクシーのこと御存じですか。

○町長（宮崎 吉敏君） 河野議員の質問にお答えします。

乗り合いタクシーを御存じかということですが、存じ上げております。近隣では、木城町、それから高鍋町等が実施されております。

以上です。

○議員（河野 禎明議員） そうですね。都農、木城、高鍋が乗り合いタクシーを導入しています。例えば、木城の例でいくとタクシーを1日借り上げています。そして8時から6時まで動かしています。前日予約が基本です。利用者を登録して前の日に予約するということです。そして1回、例えば1回乗って町内を移動するとします。木城は200円です。たしか都農は300円だったと思います。そして木城の場合は月水金、週3日間です。タクシーが動いているのは。そして、これが利用者が登録者が460名で大体1カ月の平均が50名から60名だそうです。年間どれぐらいの予算を使われているのか、木城の担当者に聞きましたら、大体300万ぐらいです。これが今やはり高齢者の方にもう停留所まで歩けないとか、もうそういう高齢者が多いんですよ。ここで、週に2日でも3日でもいいんですけど、この8時から6時この木城方式ですよ、タクシーを借り上げる。タクシー会社も助かると思うんです。この方式だと非常に取り入れやすいんですけど、この導入は来年度の導入は検討していただけないでしょうか、町長どうでしょうか。

○町長（宮崎 吉敏君） 河野議員の質問にお答えします。

現在、川南町では、トロントロンバス、オンデマンド式のトロントロンバス、また高齢者等については、タクシーの乗車券等を配布しております。当然トロントロンバスで利用できなかった方々に対しては、タクシーの利用を推進し、その効果を上げていると思っております。詳しいことについては担当課長のほうから答弁いたします。

以上です。

○まちづくり課長（稲田 隆志君） まず初めに、乗り合いタクシーについてちょっと説明をさせていただきます。国土交通省の資料によりますと、乗り合いタクシーについては、まず定時定路線型とデマンド型の2種類があります。デマンド型については乗降場固定型、そ

れから自宅と乗降場を結ぶ自宅乗降場型、それからドア・ツー・ドア型がございます。

都農町と木城町がこの中で自宅乗降場型、自宅と福祉公共施設乗降場を含む指定乗降場と結んだ乗り合いタクシーでやっていると。高鍋町については乗降場を固定した形でやっています。川南町で今やっているトロントロンバスというのは、名前はバスですけど、内容としては、乗降場固定型の運行方式に該当するのではないかと思います。

それから、今年度実証的にやっておりますタクシーの利用料金助成事業について現時点での実績の報告をさせていただきたいと思います。まず4月の1日時点75歳以上で申請をした町民に対しタクシー券24枚を配付いたしました。タクシー券1枚につき基本料金いわゆる初乗り料金610円を助成するもので有効期限を12月末今月末までとしております。実績として5月から10月までの6カ月間ですが、合計で2,849枚6カ月間で2,849枚1カ月当たりになりますと、474.8枚、仮に1カ月を30日とすると1日あたり15.8枚利用されている状況ですタクシー利用料金助成事業はトロントロンバスでカバーできない例えば乗降場までちょっと遠くてという方の部分を補完する事業として考えておりますのでトータル的に交通事業者の方をサポートするという意味でそれぞれ事業としての効果はあるのではないかと考えているところです。

以上です。

○議員（河野 禎明議員） 今6カ月間で2,800万ぐらいとおっしゃいましたか。大変な金額が発生していたんですね。（発言する者あり）2,800枚、ああびっくりした2,800枚。金額は、木城が年間300万ぐらいですから、私が去年行った矢吹町が500万ぐらいの年間予算を使っていました。思ったほど利用者はいないかもしれませんが、やはり家に来てくれるということで、助かる方が多いんですよ。雨の日やっぱ寒い日、暑い日、やっぱりお年寄りは大変だと思うんです。だからここはタクシー券も助かりましたけどやはり610円の後の料金を払わなきゃいけないわけだから、1回300円で乗れるというのだったらすごく助かるんですよ。そこ辺に町長、ここは思い切ってよし私が町民のためにやりましょうという声を一声いただけないでしょうか。

○町長（宮崎 吉敏君） 河野議員の質問にお答えします。先ほど課長のほうから答弁がありました。今現在オンデマンドバスとそれからタクシー利用券で、まだスタートして10月の時点での結果ですのでまだ検証が足りないと思っています。この1年間どういう利用があったのかということも含めて今後交通会議等の中でしっかりと議論されていくことだろうと思っていますので私がやるやらないということに関してはお答えを控えたいと思います。

以上です。

○議員（河野 禎明議員） 宮崎町長の絶対これは町民のためにという声を期待して一般質問を終わりたいと思います。どうも。

○議長（河野 浩一議員） 次に乙津弘子議員に発言を許します。

○議員（乙津 弘子議員） 全然この中は寒くないんですが外は急に寒くなりました。そ

してあつという間に暗くなりますね。宮崎に用事があって帰ってくる時に川南に戻ってくるとクリスマスイルミネーションが右手に見えるんですよ。何かホッとしてうれしくなります。今年復活しました。ありがたいです。

また、川南の夜を楽しませてくれる花火もいいですね。川南の花火、川南の人は知らないと思いますが私は関西から大分県からずっと花火を宮崎県、各地で見ているんです。PLの花火はさすがに近づけなかったのを見ていませんが、帰られないというすごいあれだったようですけど、私が見るところによると、川南の花火は県下一だだと思います。それから天下一かもしれません。長ければいい、多ければいいというものじゃないんですごくいい花火です。

川南の花火をたたえたすばらしい文章があります。聞いてください。ちょっと眠たいと思いますが。川南町町民エール花火大会2020に向けてです。すごくいい文章で私はこれをとっておいたんです。

口蹄疫の収束から10年、復興に向けみなが手を取り合い一步一步前進して川南はかつての元気を取り戻しました。新型コロナウイルスが世界的に流行し外出自粛や飲食店への休業要請、スポーツ大会の中止など多くの方々が様々な場面で我慢を強いられています。そんな方々を少しでも元気づけられるよう、また口蹄疫を乗り越えたように、川南は決して負けないとの思いを込めて、秋の夜空に大きな花火を打ち上げます。

これは川南町の各家庭に届いたので皆さんももらっていると思うんです。川南町若者連絡協議会というところが出した宣言文です。感動しまして、私のいい言葉ファイルの中に入れていたんですが、この文章を花火を見た後、私はすぐ1句読みました。もう寒かったです。

「冬花火コロナに挑むまちの息」涼香、私の俳号です。あと花火についての質問は質問席でさせてもらいます。

すいません。この前の議会報告会のときに、座ってするとは何ぞやと、年寄りぶってるって書かれていたんです、感想に。77歳になりますので十分年寄りだと思います。77になっても立ってできる人もあるかもしれませんが、中腰は痛くなりますので、前にも言っていますので、この姿勢で質問させてください。

行きます。令和6年度中の花火大会の実施についてお聞きします。いつなさいますか。

○産業推進課長（河野 英樹君） 乙津議員の御質問にお答えします。

既に乙津議員も御存じかとは思いますが、まずは、簡単にフェスティバル・イン・トロント花火大会について、これまでの経緯を御説明申し上げます。

令和4年度までは町内の各種青年団体から組織する若者連絡協議会の中からフェスティバルの実行委員を選出し、フェスティバル・イン・トロント花火大会を主催、運営していただいております。しかしながら、各青年組織の若手の加入が極めて少ないことに加え、それぞれの本来のお仕事が忙しく、フェスティバル実行委員としての役割を担うことができないとして2022年、令和4年度開催のフェスティバル・イン・トロント花火大会をもってその役

割を終了したところです。その理由としましては、令和3年10月11日に開催されました若者連絡協議会主催の夜鍋討論会の議事録によりますと、実行委員会の役員が日中に会計処理や協賛金依頼に回ることが通常生活において負担となっていたり、リース代や警備の金額が高騰し、やりたいことが実現できないことへのジレンマ、やらないといけないという町民からのプレッシャーが精神的に負担に感じていることなどを多くの問題が提起されております。そういった問題が数多く存在する中で、昨年度、令和5年度は町が花火大会の実行委員を公募するという形で募集をし、町内の有志によって組織された町民花火大会実行委員会が立ち上がり、花火大会を主催・運営していただいたところです。しかしながら、やはりその実行委員に係る負担も相当大きかったと聞いております。そのようなことを踏まえ、令和6年度におきましては4月より観光協会をはじめとする主要団体と町民花火大会の運営等について協議を重ねてきましたが、主催する組織、団体が現時点におきましても見つかりませんので、本年度の開催は実施できないものと判断しております。

以上です。

○議員（乙津 弘子議員） そしたら、予算にこの3月の予算に令和6年度の予算に500万円と組んであります。令和6年度川南町一般会計予算164ページ、商工費、商工観光業の振興、観光コンテンツの充実化15項目のトリに花火大会補助金500万円とあります。予算不執行になるんですが、そこはどうなるのでしょうか。議決しております私たちが。

○産業推進課長（河野 英樹君） 乙津議員の御質問にお答えします。

予算は、花火大会補助金として予算組みをしております。補助金を支出する団体が現時点でございませんので、執行する予定は現時点ではございません。

以上です。

○議員（乙津 弘子議員） 私はフェスティバルのような感じでなくとも、花火の業者に委託をするという形で各地でやっております。ですので、予算はある、したらいいんじゃないかと思います。これからだったらクリスマス、新年のカウントダウン、1月3日の成人式はいっぱいできると思うんですけど。また、志半ばで倒れられた去年予算を町民からの要望で組んだ東前町長に頑張っていますよと大輪の花を夜空に咲かせたらと思います。何より宮崎町長、あなたの就任祝いの花火です。いろいろ世間を騒がせている川南町にひととき暗雲を吹っ飛ばす大きな花火を夜空に打ち上げたらと思います。町民の皆さんも喜ばれます。いかがでしょうか。

○町長（宮崎 吉敏君） 乙津議員の質問にお答えします。

私も、今までザ・フェスティバル・イン・トロントロンを立ち上げ、またその途中で町民の御来場が少ないということも含めて、町民1人100円の当時1万7,000人町民がいらっしゃいましたので、100円の寄附金をいただいて総予算170万で開催できないかということで花火大会を実行いたしました。できないかという御質問なんですけど、実際に花火を実行することについては、各団体、町民、ボランティア、消防団、全ての協力がなければできません。

こういった状況を考えると、先ほど課長が申し上げました今年度中の花火実行というものには厳しいという考えです。ここで私の気持ちでやるということを決断するものではないと判断しています。それから、その代わり来年度に向けてはしっかりと各団体合わせて協議を進めていながら、実施をしたいと思っています。

以上です。

○議員（乙津 弘子議員） 私自身は、頑張って去年された500万かかったそうです。だから予算として500万組んだんだそうです。それを思えば、今年度3月末までに機会はあると思うんですが、ここは宮崎町長の心意気を待ちたいです。

次に行きます。みんなの学校です。私の名刺、選挙のときに、それまでは要りませんでしたので作らなかったんですが、2つ折りなんです、珍しい名刺で、この前、5月に新人の研修に大津に行ったときに、綾町の方と私だけだったんです。100何人おって。その2つに開けると2つの中学校の写真をバックに公約を書いています。公約は、川南町の2つの立派な中学校を大切にしよう。1つは統合中学校に、もう1つはみんなの学校、誰もが利用できる、みんなで作ってつくる楽しい学校、これが私の公約なんです。さて、どんな学校か昨年から言ってきました。

さきの9月議会では、高齢者のための夜間中学ならぬ昼間中学を提案しました。高齢者が生き生きとした生活をするためには、このような学び直しが必要だろうと思います。また高齢者にとって町の人々との交流が心豊かな生活に不可欠だろうと思います。高齢者の集いの場、これ私ちょっと質問をしたいんですが、これ、ごめんなさい、これ非常に、このみんなの学校は教育委員会だけの問題でなくて、町全体の各課にも関わるとしますので、質問の相手を教育長としているんですが、町長さんにもしてよろしいでしょうか。どうでしょうか。福祉課、いろんな課が関わりますので、しもたと思ったんです。

○議長（河野 浩一議員） ちょっと通告書にないからだめです。

○議員（乙津 弘子議員） 10カ所ぐらいあるんです、皆さん5カ所ぐらいずっと浮かびますか、高齢者が集まってしゃべったり楽しくやっている、自治公民館、それから地域の公民館、地域の公園、老人福祉館、福祉センター、改善センター、生涯学習センター等を利用できます。学校の体育館—多賀小で私は長くミニテニスを多賀小の公民館、夜使わせてもらいました。電気代を払うというので、電気代を集められて—各種体育施設—公園をグラウンドを歩きながらおしゃべりをしたり、すごく楽しんでおります—も集いの場に利用されております。ありがたいと思っています。しかしながら武道館が既に廃止され、令和8年には老人福祉館がなくなるという予定です。老人福祉館は名前はいまいちですが、非常にいいんです。敷居が高くない。実に使い勝手がよく利用者はなくなるのが残念でならないようです。私自身も健康麻雀とヨガ同好会を立ち上げ10年近く続いているのは便利だからだと思います。このような中で、みんなの学校が高齢者の集いの場として期待されております。みんなの学校は地域を超えた交流ができる広さがあります。各地域の公民館もいいんですが、地域外の人が

ちょっと加わるのは入りにくかったり、いろいろあるので、私はみんなの学校の広さがいいなと思います。中学生には統合中学校、高齢者、さらに町の皆さんにみんなの学校の早期の実現を願っています。いかがでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

どのように考えているかということですが、まず、現状でいうとまだ施設として存在がないので何とも申し上げにくいところでございます。教育委員会のほうでは、高齢者の集いの場づくりということなんですけど、場所というよりいろんな講座等も設けているところです。高齢者教室というのを川南教室、通山教室、多賀教室、3教室やっております。それからさざんかふれあい学園というのも実施しております。こちらのほうに高齢者の方集っていただいて、生涯学習のほうやっていたいただいているところであります。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子議員） 何かおばあちゃんたちには割と利用しやすいんですが、男性の方が利用しにくいというので私が健康麻雀を立ち上げるときは、すごく男性の方社協の理事会でそんな話になったんですが、そういう意味で、男性の方、長生きするのは女性の方が多いのではというのがありますが、ちょっと考えてください。

そしたら次に移ります。ライドシェア、これはちょっと別の同僚議員が地域公共交通について質問をするということで、私はちょっとこれ薄いんですが、せっかく調査に行きましたので、ライドシェア行きます。議員は行政調査に年に2回行っています。町民の皆さんの税金で行くのでありますから、議会だよりで町民の皆さんに報告しております。総務厚生委員会は常任委員会は昨年は宮城県、山形県、今年は滋賀県と石川県でした。3つの自治体を訪問しました。滋賀県東近江市では道の駅を拠点とした自動運転サービスについて聞きました。これは、さっきまで公共交通についての話がいろいろ質問も出されましたが、まだこの町では考えられないのかなと思ったら大きい工場なんかでは、この手の自動運転というのをやっているそうですね。広い、こちらから材料を運んだりして、そんなことを聞きました。

石川県加賀市では、加賀市版ライドシェアについて聞きました。北陸新幹線加賀温泉駅の開業で、多くの来訪者が予想され、自家用有償旅客運送（加賀市版ライドシェア）を行うことで、市民、観光客の移動手段を確保した云々と説明されました。ただし、ライドシェアのドライバーの応募が意外と少なく、加賀市役所職員に兼業許可をして応援してもらったと付け加えられました。ちょっと驚きました。実施する大変さが分かりました。

川南に帰ってすぐに、議員研修誌地方議会人というのがあるんですが、10月号が届いていました。特集が危機に立つ地域公共交通です。4つの現地報告の2番目に、いよいよ動き出した公共ライドシェアとありました。報告をしたのが石川県小松市で、私たちが訪ねた加賀市の隣の市です。この小松市の空港から、福岡、宮崎と帰るはずでしたが、当日、宮崎空港で不発弾というので、帰り大変でした。

ともかく、この2つの市と課題は少し違っていますが、川南町もドライバー不足で、日曜

日に営業ができないタクシー会社、夜は10時以降タクシーに来てもらえません。町の飲食店に打撃を与えています。同僚議員が一般質問した乗り合いタクシーに加えて、ライドシェアを検討してください。車を持たない町民、免許を返納した多くの町民に必要なことです。もちろんトロントロンの活性化、町の活性化につながります。私は時々、飲み屋さんに行くんですが、もう9時半頃から浮き足立ちまして、私は主人が迎えに来てくれるのでどんと座っているのですが、もう皆さん言葉が楽しくなくなるのですよね。ですから、飲食店は大変だなと思います。ちょっとこの辺で、トロントロンだけではないのですが、町の活性化につながります。いかがでしょうか。

○町長（宮崎 吉敏君） 乙津議員の質問にお答えします。

ライドシェアには、市町村、NPO法人等が行う交通空白地有償運送、いわゆる公共ライドシェアとタクシー事業者の管理の下で行う自家用車活用事業、いわゆる日本版ライドシェアがあります。日本版ライドシェアについては、タクシー事業者が管理主体となり事業を実施するため、タクシー事業者に実施意向があるのが重要となります。

一方、公共ライドシェアについては、タクシー事業者と市町村との共同運営など、様々な運行形態の可能性について、国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局の助言をいただきながら、地域公共交通会議等で検討してまいりたいと考えています。

ただし、ライドシェアについては、基本的には可能ということ考えた場合には、都市圏にもしかしたら限定されるんじゃないかなという考えも持っています。

以上です。

○議員（乙津 弘子議員） 今、宮崎町長が説明されました2つのライドシェアをミックスした形が、加賀市の加賀市版ライドシェアだったと思います。すぐにどうこうではありませんが、ちょっと中に入れておいていただけたらと思います。

そしたら、次に行きます。

ふるさと納税についてです。クラウドファンディング型のふるさと納税を採用する自治体が広がっています。クラウドファンディング型ふるさと納税は、具体的な活用方法と目標金額を示した上で、期間を区切って寄附を募ります。総務省も寄附の使い道を明確にすることが望ましいとして、2018年からクラウドファンディング型の採用を呼びかけています。

例として、鹿児島県これは最近の新聞に載っていたんですが、指宿市の砂むし温泉に入った方も多いかと思いますが、私も行きました。復旧プロジェクトが報道されています。クラウドファンディング型の採用は、考えておられますか。

○町長（宮崎 吉敏君） 乙津議員の質問にお答えします。

クラウドファンディング型のふるさと納税の採用はということです。

従来のふるさと納税は、寄附金が自治体に直接送られる形式ですが、クラウドファンディング型はプロジェクトやイベントの支援を受ける目的で寄附金を受けることができ、地域の活性化や地方自治体の財源確保に効果的な手段となる可能性があると思います。

以上です。

○議員（乙津 弘子議員） 川南町はふるさと納税が大成功して、寄附金を多く集めています。担当者の工夫、努力、この前聞きました。本当にそうなんだと思いました。うちの息子たちも、これを協力させております。

さて、寄附金の使い道は原則自由であります。どのような使い道をされているのか、大まかで結構ですので教えてください。いろいろ難しいところもあるかと思うんですが、大まかでいいです。

○会計課長（山本 博君） 乙津議員の御質問にお答えいたします。

使い道であります。まずふるさと納税を寄附する場合に、こういったものに実際に使ってくださいというような表示、意思をする必要があります。

それで、町にお任せをしますというのが、寄附の割合の54.8%あります。次に、子育て、教育への事業に使ってくださいということで30.8%、次に、地域振興への事業ということで4.6%、環境保全の事業に使ってくださいということで6.5%、最後に、福祉への事業に使ってくださいということで3.4%の割合となっておりまして、いただいた寄附金を、各それぞれの課の事業に充てさせて、取り組んでいっているところであります。

以上です。

○議員（乙津 弘子議員） お任せというのは、ある意味でいいですね。それを狙ってもいいかなと思うんですが、私は川南町の課題、問題というか課題というか、それを天下にというか皆さんにお知らせして、クラウドファンディング型のふるさと納税の一つとして考えてはどうかと思います。

同僚議員もいく度も提案していますが、私、川南町は選挙のときにぐるっと回って、まるでフランスだなと思ったんです。私がフランスに行ったかという、港に1日ちょっとだけ行っただけで見たわけじゃないんですが、地図だ何だを見て、川南町は畑をつくるところがいっぱいあります。そして、災害が少ないです。ドイツがいつもフランスを狙っているのは、それなんですね。川南町は本当に、来て、食べておいしいな、いろいろ思います。

それで、ただこの臭いの問題、これについては何とかやっぱりいろいろ工夫してはどうかと思いますので、臭い問題が川南町の課題であろうと思います。川南町の出身者、多くふるさと納税に協力してくださっているでしょう。この臭い問題の解決プロジェクトに、同意を示されることが期待されます。この出身者の人は、もちろん。

それから、またサーファー、川南町の食べ物のファンの方々も共感を持たれると思うんです。いつかお会いしたサーファーの2家族も、私が「川南に住んで」と言ったら、「ちょっとな」と言って、臭いのことを最後の辺に出していました。

寄附金を畜産農家や養鶏農家等に活用してもらうという方法です。御検討くださればと思います。

○議長（河野 浩一議員） ちょっと今の質問は通告書にないからですね。ほかの質問をお

願います。

○議員（乙津 弘子議員） はい。分かりました。御検討していただくと、近い将来。

ふるさと納税の事務の委託についてと思ったんですが、これはちょっとお聞きしたところ、川南町内にその会社の支店があり、川南町に私が心配しているお金が下りているということで、これはちょっとカットします。

次に行きます。テストキッチンなんですが、さっき同僚議員がしっかり聞いてもらいましたので、ただ動画がまだ出来上がってないんだと思うと、ちょっと心配です。

その中でですけど、テストキッチンの設置以来、5年間テストキッチンとしての利用がなかったそうですが、テストキッチンとしてしか利用できない。よく分からなかったんですが、そこで何かいっぱいつくって売ったらあかんと。どこかに出したらあかんということだそうで、そういう規約、テストキッチンをつくるときの補助金の関係からだとかいうのを聞いたんですが、それがもうすぐなくなると聞いております。

そうすると、テストキッチンをちょっと自由に使えるのではないかと思うんですが、この辺のテストキッチンの規約みたいなのを教えていただけたらと思います。

○産業推進課長（河野 英樹君） テストキッチンの規約と言われましたので、テストキッチンの設置理由であります条例を申し上げますが、規制が解除されるというお話をされましたが、私は把握しておりませんが、そのようなことは、私は把握していません。なので、解除されるということは、すみません、ちょっと答えようがないので、設置の根拠条例を説明いたしますと、テストキッチンは川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例第4条第4号に定めるとおり、公の施設内に設置する施設の一つであります。加えて同条第1項により、当該拠点施設P L A T Z（ぷらっつ）のことです。に次の施設を置くと定められております。よって、テストキッチンの使用は、当該公の施設内でのみ使用するものであり、現状ではほかに移動させて使用することはできないと解釈しております。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子議員） そしたら、今度の146号議会だよりに写真が、テストキッチンを外から写したのと中の高級な器具を見ていたんですが、あの場所から移動できないんでしょうか。

○産業推進課長（河野 英樹君） 乙津議員の御質問にお答えします。

先ほども申し上げましたとおり、テストキッチンはP L A T Z（ぷらっつ）に、もう一度申し上げますが、川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例第4条第1項によって、当該施設P L A T Z（ぷらっつ）内に次の施設を置くと定められております。

その置く施設を表しているのが、第4号でございます。テストキッチンには、御承知のとおり水道管やガスを敷設しておりますので、それを都度外すための工事を行い、他の場所まで運搬して使用させるなど、新たな経費を投じて別の場所で改めて利用することを想定しておりません。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子議員） 何かちょっとだいがこっち、私たち議員も全員じゃないと思うけど、理解不足ですね。こっちに持って来て、それこそこの空いたところに置くとか、ガスパ管とか水道管というのは解決すると思うんですが、あの場所に永遠に置いとかなあかんのですか。

それが一つと、あそこはテストキッチン、つまりテストするためにしか使えないのか、例えばおいしいお菓子屋さんとか、またお菓子を作れる方があそこでずっと使っていく、そしてそれを商品として出す。そういう使い方はできないのでしょうか。

○産業推進課長（河野 英樹君） 乙津議員の御質問にお答えします。

質問の要旨が、新たな展開についてのみでございましたので、今、質問にありましたような永遠に移動できないのかという点と、常に業者さんなりが恒常的に使用できないかという2点につきましてですが、まず1点目においては、条例で先ほど決めましたとおり置くと定めておりますので、これを移動できるためには条例の改正が必要であると考えますが、今、申し上げたとおり現場に行かれておられるのでよく御存じかと思いますが、それを外してまた別の施設、例えばこの辺に持ってきて新たな水道管、ガスパ管を設置してというようなことをやるには、まずもって5年ぐらい使用になるのかと思いますけど、言い方が妥当かどうかは分かりませんが、まだ5年でございます。目的をもって設置した施設でありますので、利用が少ないから条例改正して、別のところで利用するというようなことは、まだ早々ではないかと私個人的には考えております。

次の公の施設に、常駐とか専属的に使用するということは、公の施設の使用許可、目的をもって設置されておりますので、その目的を果たさない、邪魔にならない一部の使用、例えば役場で言いますと自動販売機を設置するとか、そういうふうに目的の趣旨に反しない程度の邪魔にならない程度なら大丈夫ですけども、テストキッチンで試作を行う目的を持った場所でございますので、お菓子屋さんとか料理人の方々が、常に常駐して使用するということは、施設の設置目的に反すると理解しておりますので、それはできないものと解釈しております。

以上です。

○議員（乙津 弘子議員） 今の段階ではできないということで、ある意味では、これからやっぱり5年間も何も使わなかったということは、反省までいかなくても考えなければならぬ事態だと思います。ですので、相当な金額のものだったと思います。中の物を見ても。これから考えて、条例なり何か取扱いで変わっていけるものだというふうに期待して、私のこの質問は終わります。

次に、町政について質問いたします。

川南町は議会解散請求が進んでいますが、町の現状についてどう感じておられますか。

○町長（宮崎 吉敏君） 乙津議員の質問にお答えします。

議会解散請求がということですが、このことに関しては私が意見を述べることはありません。

ただ、町の現状については、9月の議会で人事案として副町長を提案したのですが、否決ということになりました。副町長不在による、町行財政に影響があると考えています。副町長は、通常、町長の代理として機能しています。そのため、町長が不在の場合や町長が多忙な場合には、副町長が主要な意思決定や業務を補完する役割を果たしますが、副町長不在のため、町長及び職員に負担がかかっている状態となっております。副町長が居ないことにより、町行財政の意思決定に遅れが生じたり、町の重要な事項や問題に対する対応が遅れたりする恐れがあり、潜在的に業務の遂行に影響が出ていると考えます。

それから、副町長になられた場合には、先ほど P L A T Z（ぷらっつ）という問題が出ていますけど、P L A T Z（ぷらっつ）の取締役とほかの団体等にも、副町長の立場として参加、対応ということが望まれますので、そういったことも含めて支障があるというふうに考えています。

以上です。

○議員（乙津 弘子議員） ちょっと私は、役場の中の云々を聞いたのではなくて、川南町の全体のことを聞いたんですが、ただ副町長人事については、そういうことはあるだろうなと思いますが、これについてはこの前、議会報告会で反対している議員はみんな言えというので、私もそのとおりに言いました。

次ですが、川南町はもちろんのこと、宮崎県でもこのような議会解散請求は初めてと聞きます。多分、全国でも珍しいのではないのでしょうか。8月酷暑の中、暑い暑い中、町長選が済んで、9月、宮崎新町長の第1回目の議会、まさかの10月議会解散請求、スケジュールを組んでいるのかと、解散請求をされている議員の私は思ってしまいます。ほとんどの議員はそうでしょう。中には、自主解散を呼びかける議員もいて驚きます。私は75歳で立候補したのに、何と404票もいただいたんです。それをつい1年半前ですよ。だから、私は選ばれた責任を人一倍感じています。

9月議会で新町長は、3月議会には具体的に提案しますとおっしゃいました。多くの議員が新町長とじっくり川南町のために取り組んでいきたいと思っていたはずで、町長の言葉を信じていました。宮崎さんの言葉を信じていました。ところが、今日も一緒にすばらしい川南町をつくりましょうと、どうしてそんなことを言うのに、どうしてこのような町民を不安にさせ、町を混乱させる事態になったのでしょうか。このことをどう思われますか。お聞きます。

○町長（宮崎 吉敏君） 乙津議員の質問にお答えします。

議会解散請求、このことについては、私が答弁する立場にはありません。このことは町民一人一人が、議会のあるべき姿ということで行動を起こしたものと考えています。私が主導したとか、そういった考えはもう一切ありませんので、私のタッチするところではありません。

ん。

以上です。

○議員（乙津 弘子議員） 私自身は新聞を読みまして、各団体が出ておりました。その中に宮崎町長が、前に請願を出したそのメンバーも御一緒でした。書かれていました。ところが、各地から電話で団体全部が賛成しているように思われては困るというような電話を何回もいただきました。それですので、ちょっと全町民がそういうふうに使われて、議会解散が必要だと思われているというふうに使われてはいけないのではないかと思います。皆さん、いろんな考えを持っております。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午後 4 時49分散会
